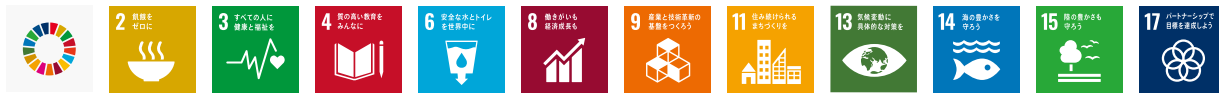


第3章 生物多様性の増進と環境保全の推進



核となる計画

1 北九州市生物多様性戦略

(1) 第2次北九州市生物多様性戦略の策定

北九州市では、平成17年9月に、政令市初の自然環境保全のための基本計画である「北九州市自然環境保全基本計画」を策定し、様々な取組を推進してきました。

平成20年6月には生物多様性基本法が制定され、都道府県、市町村においても、生物の多様性保全と持続可能な利用に関する基本的な実行計画を策定するよう努めることが規定されました。これを受け、平成22年11月に自然環境保全基本計画を改訂する形で「北九州市生物多様性戦略」を策定しました。

この戦略の期間が平成26年度に終了したことを受けて、生物多様性国家戦略で新たに盛り込まれた、生物多様性の恩恵である“生態系サービス”や“生物多様性の危機”などの新しい視点を盛り込んだ「第2次北九州市生物多様性戦略(2015年度－2024年度)」を平成28年3月に策定しました。

(2) 戦略の推進

『都市と自然との共生 ～豊かな自然の恵みを活用し自然と共生するまち～』を基本理念として、次の5つの基本目標を掲げています。

- ①自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透
- ②地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成
- ③自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮
- ④人と自然の関係を見直し、自然から多くの恵みを感じてできる状態の維持
- ⑤自然環境調査を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用

この5つの目標に沿って、60の基本施策に取り組めます。

(3) 戦略改定

戦略期間が2024年度に終了するため、戦略の改定に向け、北九州市環境審議会での議論やパブリックコメントを実施しました。新戦略では、北九州市の自然の魅力として、都市と隣接した豊かな自然を「アーバンネイチャー北九州」

と名付けPRしていくことや、ネイチャーポジティブに向けた取組推進を盛り込む予定です。

(4) 北九州市自然環境保全ネットワークの会(自然ネット)

第2次北九州市生物多様性戦略(2015年度－2024年度)は、パートナーシップの考えのもと、市民、NPO、学識経験者、事業者及び市で構成された「北九州市自然環境保全ネットワークの会(通称「自然ネット」)」が、進行管理を行います。自然ネットは、平成18年5月20日に発足し、現在34のNPO・市民団体、148人の北九州市自然環境サポーター、10人の学識経験者、14の事業者の参加を得ています。

令和6年度は、自然講演会の開催等の「学習」、エコツアーの開催や応援等の「実践活動」など多岐にわたる活動に取り組みました。

基本施策 1 自然の適切な保全と回復

1 自然環境の現況

(1) 地形

北九州市は、九州の最北端に位置し、関門海峡をはさんで本州と相對しています。その広さは東西約 33km、南北約 34km、面積は約 492km² で、福岡県の約 10%を占めています。北九州市の大部分は、東部の企救山塊と中央部から南に延びる福智山塊などによって占められています。平野部は分離散在しており、臨海部低地には自然生成地は少なく、埋立地等の人工造成地が大半を占めています。

(2) 気象

北九州市は、瀬戸内海（周防灘）と日本海（響灘）に面して、その気候は瀬戸内海気候と日本海気候の中間的な傾向を示しています。年平均気温 17℃程度、年間降水量 1,800 mm 程度で地域により風向も異なりますが、一般的に冬季は西系の風が強く、春季から秋季にかけては南系の風が多く、夏は晴天も多いが湿度が高く蒸し暑い日が多くなります。

(3) 現況特性

ア．植物と自然度

北九州市の植生は、ヤブツバキクラスの常緑広葉樹林に属し、自然植生はスダジイ群落、タブノキ群落、平尾台周辺のススキやネサザ群落などが代表的です。照葉樹、広葉樹の自然林などはサンコウチョウ、オオルリ、キビタキ、シジュウカラなどの野鳥の生息地となっています。

イ．陸水域生態系の概況

北九州市には、一級河川の遠賀川を含む 259 河川が流れています。貯水池は、紫川水系のます淵ダム、道原貯水池等のほか約 500 の農業用ため池があります。公共水域の水質は、水質汚濁防止法による規制や公共下水道の整備に伴い、著しく改善されました。

北九州市は淡水魚類相が大都市圏としては比較的豊富で、鳥類相もかつては大きなダメージを受けていましたが、現在では数多く観察されています。

ウ．沿岸域生態系の概況

北九州市は、周防灘、関門海峡、洞海湾及び響灘に面していますが、海岸線の多くは、埋立地や港湾として整備され、企業の生産活動の場や港湾物流の場として利用されていま

す。沿岸域水域の水質は、水質汚濁防止法による規制や公共下水道の整備に伴い、改善されました。代表的な沿岸域である曽根干潟では、シバナなどの塩沼地性植物やズグロカモメなどの野鳥及びカブトガニなどが生育しています。

2 重要種の確認

北九州市では、市内の自然環境の実態を把握するため、自然環境調査結果のデータベース化を推進しています。

この一環として、北九州市が保有する自然環境調査資料、国が作成しているレッドリスト及び福岡県が作成しているレッドデータブック等を基に、北九州市に生息する重要種に関するデータ更新を図りました。

このデータから令和元年度時点の情報を抽出、整理した結果が次のとおりです。

分 類	和 名	種数
維管束植物	オキナグサ、モウセンゴケ等	34
哺乳類	カヤネズミ、スナメリ、ニホンザル	3
鳥類	チュウヒ、クロツラヘラサギ等	72
は虫類	シロマダラ、ヒバカリ、ニホンスッポン	3
両生類	トノサマガエル、カスミサンショウウオ等	8
魚類	ニホンウナギ、ミナメダカ等	14
昆虫類	ベッコウトンボ、アオヤンマ等	33
貝類	サクラガイ、クルマヒラマキガイ等	102
甲殻類・その他	カブトガニ、ハクセンシオマネキ等	36
計		305

3 「曽根干潟保全・利用計画」の策定と実施

北九州市では、平成 11 年 3 月に「曽根干潟保全・利用計画」を策定し、「自然環境と人間活動の共生」を理念として、曽根干潟の環境に配慮しながら干潟を利用することとしました。また、干潟の保全及び状況の把握のため、平成 7 年度から曽根干潟の環境調査を実施しています。

保全に係る取り組みについては、次項「第 2 次生物多様性戦略」に継承しており、今後も、曽根干潟の環境の保全に努めるとともに、利用においては、干潟環境への配慮を求めています。

4 響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想

(1) 背景

北九州市では、産業用地である若松区響灘埋立地区において、自然の創成を図り、産業と自然との共生を目指す「響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想」を平成 17 年 6 月に策定しました。

本構想は、緑が少なく広大な空間(約 2,000 ヘクタール)が広がる響灘埋立地に、市民・NPO、団体、企業、市が連携して、自然の創成や自然とのふれあいの場の創出などを図ることとしています。

(2) 今までの取組と成果

具体的な取組として、市民や企業の協力を得て、石峰山から響灘安瀬緑地につながる緑の軸線(公園や道路沿線の緑地)を整備する「緑の回廊づくり」と同構想全体の中核的な事業として、拠点となる緑地を整備する「緑の拠点づくり」があります。

ア.「緑の回廊づくり」

市民、事業者、行政が協力して、どんぐりの種から苗木を育てる「響・どんぐり銀行」を組織して、苗木を提供する仕組みを作りました。

また、「鳥がさえずる緑の回廊植樹会」をこれまでに 16 回開催しました。企業による植樹等を含めて、植樹本

数は目標の 30 万本を大きく上回る約 43 万 7 千本に到達しています。



植樹会の様子

イ.「緑の拠点づくり」

平成 24 年 10 月 6 日には「響灘ピオトープ」がオープンし、一般市民を対象に豊かな自然を見て触れて感じてもらうことができるようになりました。

響灘ピオトープは、廃棄物処分場の跡地を再生した国内最大級のピオトープで、約 800 種の生物が生息しています。生息する生物の中には、ベッコウトンボやチュウヒ等の絶滅危惧種も含まれ、保全に向けた取組が進められています。特に、ベッコウトンボは環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA類に指定されており、市民が参加する頭数調査が実施される等、ピオトープのシンボルとなっています。

このような取組が認められ、令和 5 年 10 月に国の自然共生サイトに認定され、令和 6 年 8 月には、国連の OECM データベースに登録されました。

緑の回廊づくり



市民による植樹活動



森づくりの指標：安瀬の森



緑に囲まれた工場立地環境づくり



イメージ図



響灘ピオトープ



5 環境首都 100 万本植樹プロジェクト

「環境首都 100 万本植樹プロジェクト～(愛称) まちの森」は、環境モデル都市の第 1 号の取組として、平成 20 年 10 月 4 日、環境首都シンボルイベントである「エコスタイルタウン」で、記念となる 1 本目が市長から赤ちゃんに手渡され、スタートしました。

本プロジェクトでは、“みんなで植えれば 100 万本!” を合言葉に、市民・企業・NPO・行政など様々な主体が、市内各地に植樹を行っています。

プロジェクトの推進組織として、スタートと同時に、市民、企業、NPO、行政などからなる「みどりネット」(みんなでどこかで りよっかネットワーク) を併せて創設しました。

令和 6 年度は、20,457 本が市内各地に植樹されました。



植樹の様子

6 自然環境保全活動支援事業

平成 18 年度から市民の自主的かつ継続的な活動を推進するため、市民団体等が行う自然環境保全活動やその啓発活動に対して活動費用の一部を助成しています。

令和 6 年度は 9 団体に助成を行いました。

7 自然環境の保全と都市部の緑の創出

(1) 背景

北九州市は、昭和 38 年に五市合併によって誕生し、その 2 年後に策定した市のマスタープランの中で、生活環境の改善を図るための公園緑地の整備に取り組んできました。そのほか、公害の克服と緑のまちへの転換を目指す「グリーン北九州プラン」(昭和 47 年度策定) や公園緑地行政の指針となる「北九州市緑のマスタープラン」(昭和 53 年度策定) に基づいて事業の展開を図ることで、まちなかのみどりの量が増え、市民のみどりに対する意識が高まるなどの成果を得ることができました。平成 23 年度の「緑の基本計画」の改定以降、都市化の進行や地球温暖化による都市環境の変化、甚大化する自然災害の増加、人口減少や少子高齢の進行などにより、みどりの果たす役割が再認識され、その重要性はますます高まっています。

このような社会情勢の変化などに対応するため、令和 4 年 1 月に「緑の基本計画」を改定し、新たな視点によるみどりのまちづくりを進めています。

(2) 北九州市「緑の基本計画」

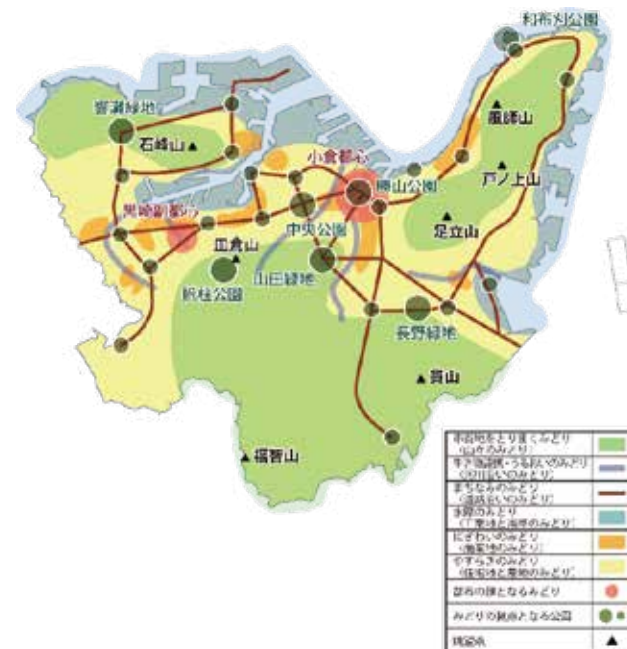
北九州市「緑の基本計画」は、北九州市が「世界の環境首都」として認められ、「うるおいとにぎわいのある、みどりのまちづくり」を進めていくための、みどりに関する基本的な考えを取りまとめたものです。

この計画は、「多様な主体が育む持続可能で、みどりがいきづくまちづくり」をテーマとして、「自然との共生」「魅力の向上とにぎわいの創出」「安全・安心の確保」の 3 つの計画の視点と、それらを支える多様な主体による「協働」を視点の基礎として、令和 12 年度を目標年次に定め、みどりのまちづくりや公園づくりなどの施策を展開します。

◆計画のテーマ



◆みどりの都市像



◆計画の目標値

指 標	目標値 (R12 年度)	現況 (R2 年度)	備 考
項目① みどりの質			
・身近な公園の満足度	現況値以上	48.5%	
・身近な公園への愛着	現況値以上	52.3%	
項目② 市街地のみどりの担保			
・特別緑地保全地区の指定	現況値以上	83.3ha	
・都市公園面積	1,200ha(13.7㎡/人)	1,190ha(12.7㎡/人)	R12 推計人口 877,426人
項目③ 市街地の緑化			
・環境首都100万本植樹	100万本	74万本	
項目④ 協働の取組			
・地域に役立つ公園づくり	60校区	39校区	
・市民協働による緑化や管理の箇所数	現況値以上	2,028箇所	

(3) 緑の保全と活用

ア. 風致地区の指定

風致地区指定の目的は、自然環境に恵まれている区域の景観を保護し、周囲の環境と開発の調和をはかり、快適な生活環境をつくることです。そのために制定された「北九州市風致地区条例」に基づき、指定区域内に建物を建てたり、土地の造成等を行う場合は許可を受ける必要があります。

◆北九州広域都市計画風致地区 (指定 昭和42年12月1日)

風致地区名	面積 (ha)	備 考
和布刈風致地区	70.0	門司区
部崎風致地区	159.0	〃
庄司風致地区	31.0	〃
喜多久風致地区	173.8	〃
風師風致地区	1,130.7	〃
足立・戸ノ上風致地区	1,872.7	門司区、小倉北区、小倉南区
貫風致地区	2,086.7	小倉南区
徳吉風致地区	165.0	〃
皿倉風致地区	4,666.0	小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区
養福寺風致地区	39.6	八幡西区
大池風致地区	181.4	〃
金比羅風致地区	161.3	戸畑区、八幡東区、小倉北区
夜宮風致地区	11.5	戸畑区
北海岸風致地区	629.5	若松区
石峰山風致地区	1,492.5	〃
計 15箇所	12,870.7	

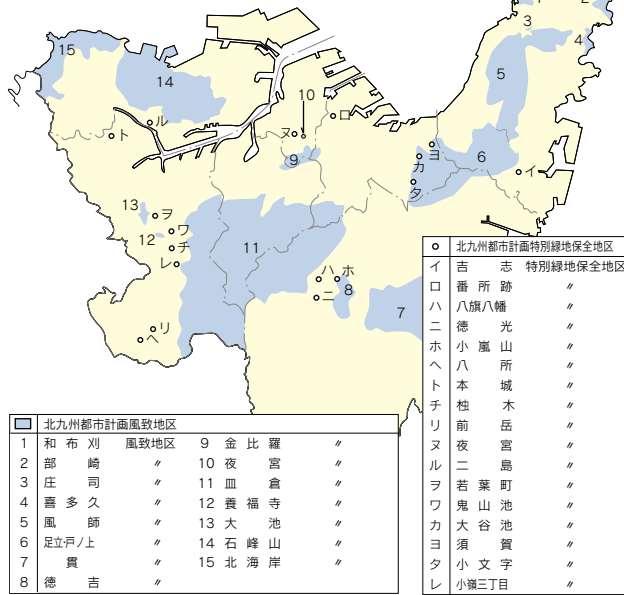
イ. 特別緑地保全地区の指定

緑のネットワークを形成するうえで、都市の中の良好な自然環境を形成している樹林地や水辺地については、特別緑地保全地区として指定し、現状のままの保全を行っています。

◆北九州広域都市計画特別緑地保全地区 (令和7年3月31日現在)

名 称	面積 (ha)	指定年月日
八旗八幡特別緑地保全地区	1.7	昭和49.8.20
徳光特別緑地保全地区	0.2	昭和49.8.20
八所特別緑地保全地区	0.8	昭和49.8.20
夜宮特別緑地保全地区	1.3	昭和49.8.20
吉志特別緑地保全地区	1.5	昭和50.3.8
番所跡特別緑地保全地区	1.0	昭和50.3.8
本城特別緑地保全地区	41.0	昭和50.3.8
柵木(たふのき)特別緑地保全地区	4.4	昭和50.3.8
前岳特別緑地保全地区	1.6	昭和50.3.8
小嵐山特別緑地保全地区	4.9	昭和52.10.13
二島特別緑地保全地区	5.0	昭和55.6.24
若葉町特別緑地保全地区	0.8	昭和55.6.24
鬼山池特別緑地保全地区	7.5	昭和55.6.24
大谷池特別緑地保全地区	1.6	昭和56.12.15
須賀特別緑地保全地区	2.2	昭和56.12.15
小文字特別緑地保全地区	2.1	昭和62.6.20
小嶺三丁目特別緑地保全地区	5.7	平成13.3.16
計 17箇所	83.3	

◆北九州広域都市計画風致地区及び特別緑地保全地区



ウ．自然公園

北九州市には、「自然公園法」及び「福岡県立自然公園条例」に基づき、瀬戸内海国立公園、北九州国立公園、玄海国立公園の一部、筑豊県立自然公園の一部があります。その総面積は8,953haで、市域面積の約18%を占めています。

◆北九州市域の自然公園面積 (令和7年3月31日現在)

公園名	地区	面積 (ha)	種 別				
			特別 保護地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域
北九州国立公園 (昭和47.10.16区域指定) 平成8.10.28区域変更	国崎・戸上山～ 足立山地区	781	—	—	—	781	—
	平尾台地区	979	320	140	458	61	—
	福岡・皿倉地区	5,029	—	145	437	4,447	—
	計	6,789	320	285	895	5,289	—
瀬戸内海国立公園 (昭和31.5.1区域指定) 昭和32.10.23区域変更 平成3.7.26区域変更	和布刈地区	46	—	—	43	—	3
玄海国立公園 (昭和31.6.1区域指定) 平成2.2.13区域変更	若松北海岸地区	54	—	—	53	—	1
筑豊県立自然公園 (昭和25.5.13区域指定) 平成8.5.17区域変更	北九州市域内	2,064	—	—	—	—	2,064

(注) 海面を除く

(ア)公園計画に基づく風致景観保護及び適正利用

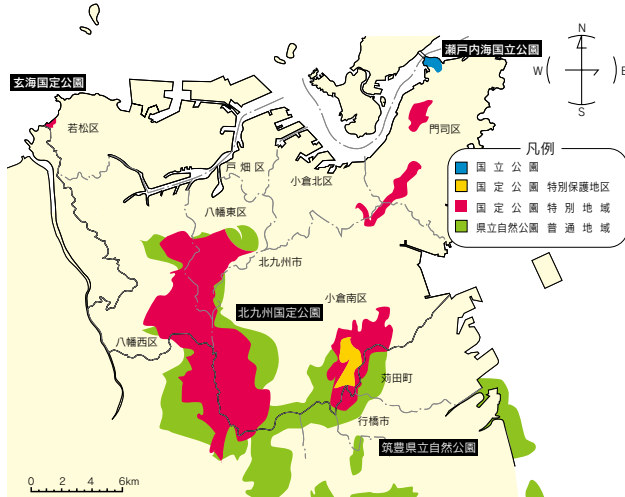
国立・国定公園等の自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的に指定されるものであり、保護計画と利用計画からなる公園計画に基づき、風致景観に支障を及ぼすような一定行為が禁止及び制限されています。

(イ)平尾台地区の施設整備及び公有地化

平成2年8月策定の平尾台地区保護管理計画に基づき、平尾台全域の効果的な利用を図るため、駐車場や公衆トイレ、園地、園路等の整備を行ってきました。整備が進む中、平成12年5月に、平尾台の自然の保護や監視、平尾台の価値や魅力を最大限に活かした自然環境教育の普及等を目的として、県と市により、「平尾台自然観察センター」が整備されました。

また、県と市が協力して行っていた監視員制度も、この平尾台自然観察センターの業務として引き継がれ、平尾台の自然を守るための保護・監視が続けられています。

◆自然公園位置



ソラランド平尾台(平尾台自然の郷)

平尾台の自然を生かした観光や地域振興のための施設「平尾台自然の郷」を平成15年4月に開園しました。「人と自然の共生」をテーマに、陶芸やそば打ちなどの体験教室や、芝生広場、遊具、キャンプ施設など、自然と親しみ、遊び、学べる施設です。また、平尾台の自然環境や文化を守り継承していく拠点施設としても、取り組んでいます。



DATA

- 住所/北九州市小倉南区平尾台
- TEL/093-452-2715
- 入園料/無料
- 休園日/
火曜日(祝日振替休日の場合翌日)、
年末年始(12月29日～1月4日)
※1月1日開園
- 駐車料金/普通自動車300円
中型・大型自動車1,000円
- キャンプ施設料金/
日帰りオートキャンプ 3,000円/区画
フリーキャンプ 1,950円/区画
宿泊 オートキャンプ 4,500円/区画
フリーキャンプ 3,000円/区画
- 日帰り 4月1日～3月31日
- 宿 泊 3月下旬～12月下旬

エ．保存樹の指定

巨木・古木は、緑あふれる美しい都市景観を形成する上で、重要な役割を果たしています。

また、このような巨木・古木は次世代にひきつぐ貴重な財産です。

そのため、北九州市では「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、保存すべき樹木を指定し、保護に努め、健全な生育ができるよう樹勢の診断等を行っています。

◆保存樹の数 (令和7年3月31日現在)

樹種名	クスノキ	イチヨウ	クロガネモチ	タブノキ
本数	51	45	8	11
樹種名	スダジイ	エノキ	その他	計
本数	10	5	40	170

(4) 緑のネットワークづくり

都市の緑は、ゆとりや安らぎといった心の豊かさを実感させてくれるとともに、気温の調節や街の美しさの演出等に役立っています。これら緑の多様な効用を用いて都市景観の向上と市街地の活性化をめざした緑のネットワークをつくります。緑のネットワークの具体的な構成は、公園、学校、官公庁施設、道路、河川等の公共用地を中心として行なうものとし、視覚的效果が期待される民有地の緑

についても活用を図ります。

ア．公共用地の緑化

市街地における緑の拠点となるように公園、街路、河川等の公共公益施設で緑化の充実を図っています。昭和47年度から現在までの累計で約500万本の植樹を行っています。

◆都市緑化事業の実績（令和6年度末）

（単位：本）

緑化種別	累 計
公園緑化	1,701,160
街路緑化	2,613,730
公共施設等緑化	1,065,406
計	5,380,296

イ．民有地の緑化

緑豊かで、美しい街づくりを進めていく中で市街地の大部分を占める民有地の緑化は重要です。北九州市では、「緑地協定」、「保存樹」などの様々な施策を通して地域ぐるみの緑化を進めています。

（ア）緑地協定

市街地の快適な住環境を確保するため、地域住民相互の合意によって締結された協定を認可し、住民自らの手で行う街の緑化活動を支援しています。

協定では区域、植栽樹木の種類、場所、垣、柵の構造等緑化に関する事項を取り決めており、令和7年3月31日現在、28地区128.0haの協定が成立しています。

（イ）保存樹

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、S49年度から保存樹の指定を行っており、その保護に努め、健全な生育ができるよう樹勢の診断などを行っています。

また、保存樹の管理に対する助成金を申請があった所有者に対して交付しています。

保存樹 1本 1年につき 5,000 円

保存樹林 1集団 1年につき 20,000 円

ウ．花のまちづくり

近年、市民の価値観の多様化、高度化が進み、緑の量の豊かさだけでなく、地域の個性を生かした快適空間づくりへの要請が高まっています。そうした中で、潤いのある美しい都市景観づくりに「花」は、なくてはならない存在となっています。

平成5年度に策定した「北九州市花の総合計画」では、街の個性と美しさを演出する花づくりを効果的に推進するため、花に関する事業を総合的に体系化し、これまで花のまちづくりに取り組んできました。

今後も彩りのある環境首都を目指し、より一層、市民や企業と協働で花のまちづくりを推進します。

◆花のまちづくりの体系（3つのテーマ）と事業内容

（花を知り、花に親しもう） 花の普及活動	・花新聞の発行 ・花情報の発信（インターネットの利用） ・市の花ひまわりの普及
（花をいっぱい咲かせよう） 花づくりの実践	・花咲く街かどづくり事業 ・花と緑の車窓景観整備 ・花の名所づくり
（花の輪を） 広げよう 花づくりの活性化	・花と緑のまちづくりコンクールの開催 ・花咲く街かどづくり推進協議会の活性化 ・うえるっちゃ!花壇 ・フラワーコーディネーター制度 ・一人一花運動

（ア）花咲く街かどづくり事業

「花」を街かどに積極的に取り込むことによって、都市景観の向上とうるおいのある街づくりを進めることを目的とする花咲く街かどづくり事業は、次の方式よりなっています。

■市民花壇

花に関する市民ボランティア団体である「花咲く街かどづくり推進協議会」が、植付け及び管理する花壇で、一部助成制度があります。

■公共花壇

市の事業として道路、公園、駅前などに市が設置し、管理する花壇です。

■パートナー花壇

市が植付け場所を提供して企業・個人など協力者が植付け・管理する花壇です。

■スポンサー花壇

企業・団体から寄付をいただき、市が植付け・管理等をする花壇です。

■花壇サポーター

市が設置しているプランターに民間協力者が水やり・花から摘みなど管理する花壇です。

◆令和6年度 花咲く街かどづくり事業

花壇の種類	団体数	参加人数	箇所数	植付面積 (m ²)
市民花壇	595 団体	11,709 人	608	32,307
公共花壇	—	—	49	835
パートナー花壇	6 団体	—	6	64
スポンサー花壇	19社・団体	—	3	183
花壇サポーター	5団体	—	5	36 (基)

（イ）花と緑の車窓景観整備事業

花と緑の車窓景観整備は、まちの印象を形づくる主な鉄道・道路などの車窓からの景観を花と緑で修景するものです。JR 鹿児島本線九州工大前駅前の桜等の実績があります。

エ．市民、企業、行政が一体となった緑化活動の推進

「北九州市水と緑の基金」の「北九州市 SDGs 未来基金」への統合

都市緑化の推進と水辺環境の整備を図り、都市環境と景観の向上や市民の緑化に対する関心を深めること等を目的として、昭和61年に「北九州市水と緑の基金」を設置し、基金の運用収益をもとに緑化の補助や啓発といった

事業に取り組み、水と緑と花の街づくりを推進してきました。

これまでに多くの方から寄付をいただき、累計約 90 件の緑化助成や保存樹診断、公園整備などの事業を実施しました。

本基金は令和 3 年度をもって「北九州市 SDGs 未来基金」へ統合され、「SDGs 未来基金」の事業として都市の緑化に取り組むこととなりました。

(5) 体系的な公園の整備

ア. 各種公園の整備

令和 6 年度末の都市公園の整備状況は、総数 1,719 箇所、総面積 1,198.2ha で、市民一人当たりの公園面積は 13.29m² です。今後も施設内容の充実と新たな公園整備を行っていきます。また港湾緑地の整備状況は総数 44 箇所、総面積は 73.0ha です。令和 6 年度末の公園・緑地の開設面積は下表のとおりです。

◆都市公園開設面積（令和6年度末）

種 類		開設面積累計 (ha)
都 市 公 園	街 区 公 園	207.5
	近 隣 公 園	120.4
	地 区 公 園	69.7
	総 合 公 園	81.9
	運 動 公 園	64.8
	特 殊 公 園	148.3
	緑 道・緑 地	114.1
	広 域 公 園	387.5
	そ の 他	4.0
	小 計	1,198.2
港 湾 緑 地		73.1
計		1,271.3

(注 1) 港湾緑地を算入した公園・緑地面積 12,713.233m² (一人当り 14.10m²) (県営公園を含む)

(注 2) 開設面積累計は四捨五入していることから、計及び小計とその内訳の合計値は一致しない場合がある。

イ. 山田緑地の整備・「30 世紀の森づくり」

(ア)背景

山田緑地は、かつて弾薬庫として使用されていたため、現在に至るまで約半世紀にわたり一般の人たちの利用が制限されてきました。この豊かな自然が、市街地近くに残されていたことは、私たちにとって貴重な財産といえます。

(イ)これまでの取組と成果

この森を守り、育て、学びながら、遠い未来の人たちに自然保護の大切さを伝えるため、「30 世紀の森づくり」を基本テーマとして、整備計画を策定しました。計画では、この森を私たちとさまざまな生き物たちが共に生きることを考える場として、森の自然に触れ、体験しながら観察することができる利用区域と環境保護を優先する保護・保全区域とに区域分けをしました。利用区域の一部は、平成 7 年 5 月に開園しました。

山田緑地では、四季を通じて森の中から鳥のさえずりが聞こえ、渡り鳥たちが羽を休める姿を観察することができます。

(ウ)今後の取組

山田緑地は、散策や自然観察等の利用だけでなく、自然環境教育の場として活用されています。特に、自然環境保全や教育活動において市民参加による活動が大きな役割を担っています。今後もより活発な活動の場とし、山田緑地を核としたネットワークを形成することにより、自然環境保全の輪を広げる必要があります。

ウ. 勝山公園の整備・「21 世紀の都心のオアシス空間」

(ア)背景

都心に豊かな緑が存在することで、身近な日常生活においてうるおいと安らぎのある環境が生みだされ、日々の暮らしを心地よくし、明るい活気ある都心空間が創出されます。

勝山公園は、小倉都心部のさらなるにぎわいの創出と回遊性を高めるため、「21 世紀の都心のオアシス空間」をテーマとして、道路や河川、周辺の市街地と一体となった再整備を行いました。

(イ)これまでの取組

・「市役所南側エリア」

紫川と一体となった面積約 9,000 m²の大芝生広場や水上ステージの整備された紫川一帯では、様々なイベントや、大規模なフリーマーケットが開催され、市民の活動の場として有効活用されています。

この大芝生広場は災害時に避難地やヘリポートとしても利用され、都心の防災拠点としての機能をもっています。

・「中央図書館エリア」

イチヨウ並木の主軸園路と、既存の樹木を活かした木陰のある芝生広場は、ヒートアイランド現象の緩和を図っているばかりでなく周囲の図書館や文学館と相まって、木陰で読書や語らいができる、静かで文化の香り高い、市民の憩いの場となっています。

また、足にやさしいゴムチップ舗装の散策路は、膝にもやさしくウォーキング等にも最適で、その途中には高齢者も利用しやすい健康器具を設置しており、健康づくりの場として、多くの市民の皆さんに利用されています。

・「子どもの遊び場エリア」

昔からあるタコのすべり台やゾウやライオンなどの動物遊具に加え、クジラや海賊船、どんぐりタワー遊具など子ども達がワクワクするような遊びの工夫を盛り込んだ場所です。

見通しを確保しながら、既存樹木を活かした木陰のある小山やベビーベッドなど備えた多目的トイレもあり、親子連れでゆっくりと楽しめる場所となっています。

・「市民プール跡地」

先に完成した大芝生広場と一体となつてにぎわいを創出でき、また、木陰で憩いながら快適な時をすごせるように、芝生広場に高木を植栽するとともに、夏にうるおいや清涼感が感じられるよう、ミスト装置を備えています。

平成 22 年度には、イベントやボランティア活動等の促進や、エコへの取組を学べる場となるよう、太陽光発電など環境に配慮したグリーンエコハウスが完成しました。

(6) 課題と今後の取組

今後、北九州市「緑の基本計画」を推進するにあたり、整備費や維持管理のコスト縮減に努め、より効率よく実施する必要があります。そのためには、コストの抑制を図るとともに、市民参加による実施計画、整備、維持管理を推進する必要があります、市民参加を促す PR 啓発活動に取り組みます。

8 親しみのある河川の整備

(1) 環境に配慮した河川整備

ア. 背景

治水・利水に重点をおいた従来の河川整備に加え、平成 9 年の河川法の改正により、「河川環境の整備と保全」が明確に位置づけられました。国土交通省では、河川の自然の営みを視野に入れ、地域特性にも配慮し、河川が本来有している良好な生物環境、並びに河川風景を保全・創出することを目的とした「多自然川づくり」を展開しています。

イ. これまでの取組と成果

北九州市でも、河川改修にあたっては、できる限り生態系の調査・分析を行い、良好な自然環境の保全・創出を目指すとともに、うるおいのある生活環境としての水辺づくりに取り組んでいます。このほか、洪水時に調節池等として利用される池を、市民が水とふれあえる場や、ピオトープとして整備し、水と緑のゆたかな水辺空間を創造しています。

ウ. 今後の取組

紫川では、下流部の「マイタウン・マイリバー整備事業」に続き、貴船橋から東谷川合流点までの 8.3km を、周辺環境と調和し、ふるさとの薫りあふれる川づくりを目指す「ふるさとの川整備事業」として福岡県と共同で構想を策定しました。（市施工区間は桜橋から東谷川合流点までの 1.5km）この区間では、貴重な生物が数多く生息することが確認されており、生態系の保全、復元に配慮した河川整備を行っています。



徳吉東三丁目（亀年橋下流）

(2) 市民参加型の河川整備

ア. 背景

水辺を市民が自然とふれあう場として活用し、市民と行政が一体となって良好な水辺を維持していくための方策として、事業の計画段階から市民の意見を取り入れる、市民参加の川づくりに取り組んでいます。

イ. これまでの成果と取組

紫川では、平成 2 年に「マイタウン・マイリバー整備事業」の認定を受け、河川や道路、公園、建築といった分野の垣根を越え、川を中心としたまちづくりを進めてきました。

板櫃川では、河川愛護活動が盛んであったため、平成元年度にラブリバーの認定を受け、市民の要望を整備計画に盛り込み、市民参加の川づくりを進めてきました。平成 8 年度には、八幡東区高見地区が「水辺の楽校（がっこう）」に登録され、住民、小学校などの協議を重ね、平成 11 年、整備計画を策定し、平成 19 年 7 月に完成しました。この「水辺の楽校」をフィールドとして、地域が一体となった清掃活動や、環境学習の実施など、特色のある活動が行われています。

また、撥川は、平成 7 年度に「河川再生事業」に採択され、河川を都市空間の貴重な財産として再生するため、市民自ら計画づくりに参加する取組を行いました。具体的には、沿川住民で構成された「地域部会」、一般公募した「わかもの部会」、行政を横断的に組織した「行政部会」の 3 部会を設け、平成 9 年 3 月「撥川ルネッサンス計画・基本構想」をまとめました。平成 18 年には、九州厚生年金病院跡地（文化・交流拠点地区）の上流から京良城池まで（延長 2.1km）が完成し、平成 24 年度は、文化・交流拠点地区の河川改修が完了しました。

ウ. 今後の取組

紫川では、様々な団体が連携し、河川愛護活動の一層の充実を図れるよう、平成 15 年 8 月に「紫川流域会議」が発足しました。これら団体のネットワークを生かして、紫川の賑わいを創出し、自然を活かした川づくりに取り組んでいます。

板櫃川でも平成 14 年 8 月に、行政区を越えた「板櫃川・槻田川流域会議」が発足しました。板櫃川を軸とした市民団体や行政とのネットワークを構築し、川づくりを通じた地域づくりを進めているところです。また、「水辺の楽校」が、板櫃川流域の環境学習などの活動拠点となるように、地域と一体となって取り組んでいます。

(3) ほたるのふるさとづくり

ア. 背景

都市化に伴う河川の水質汚濁などにより、市内のホタルは一時期すっかり減少しましたが、公共下水道の普及や多自然の河川整備等による水辺環境の回復と、地域やホタル愛護団体等の熱心な活動により、今では市内の約 60 河川でホタルが見られるまでになっています。

イ. これまでの取組

北九州市では、人もホタルもすみ良い快適環境の実現と、ホタルをとおして地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、平成 4 年度から「ほたるのふるさとづくり」を展開し、小学校や地域、ホタル愛護団体等を対象に、ホタルを通じた環境学習を目的とした「ほたる出前講演」、ホタルの保護育成活動についての現地指導を行う「ホ

タルアドバイザーの派遣」、ホタル愛護団体の活動支援を目的とした「ホタル育成助成金の交付」などさまざまな事業を順次開始しました。

平成7年には、ホタル愛護団体の関係者が中心となり「北九州ほたるの会」が結成され、ホタル愛護団体相互の情報交換が行われるようになりました。

平成14年4月には、ホタル愛護団体等の市民活動の中心となり、ホタルをはじめとする水生生物や水辺環境に関する学習や情報交換の場として、「北九州市ほたる館」がオープンしました。北九州市ほたる館は、1年中昼間でも光るホタルを観察できる、全国でも珍しい施設です。また、自分でホタルを育てる「マイボタル制度」や、水辺環境全般について学ぶ「ほたると水辺の環境学習会」を開講するなど、ホタル保護活動を支援しています。さらに、平成25年10月には、市西部地区の拠点施設として「香月・黒川ほたる館」がオープンし、ホタル愛護団体の方々をはじめ、多くの市民の方にご利用いただいています。

また、毎年ホタルの飛翔時期に市民と行政が協力して、ホタルの飛翔調査を行っています。近年では、市内の約60の河川でホタルが生息していることが確認され、飛翔調査の結果は、「ほたるマップ」にまとめ、ホームページなどにも掲載しています。

このように、「ほたるのふるさとづくり」はホタルを通じて、水辺環境の改善につなげるだけでなく、環境学習や世代を越えた地域の結びつきを深めるものとして大きな成果を上げています。

ウ. 今後の取組

北九州市は、ホタルを通じた河川生態系の保護保全活動をホタル愛護団体や地域の皆様と協力しながら進めています。

今後も「北九州市ほたる館」及び「香月・黒川ほたる館」を中心として、水辺における生物多様性を維持、改善するとともに、人間の生活と自然環境の共存を目指します。

◆北九州ほたるマップ



(1) 港湾緑地の整備

ア. 背景

港湾の環境整備については、港湾及び周辺地域の快適な環境を維持し、一般市民及び港湾地域就業者の利用に供するため、港湾環境整備施設として、臨港地区内に緑地を整備しています。

イ. これまでの取組

(ア) 港湾環境整備施設計画の策定

策定時期：令和 5 年 12 月の港湾計画改訂

目標年次：2030 年代後半

計画面積：182ha（令和 6.3.31 現在）

概要：成熟社会に向けて、豊かな水辺や緑の空間を暮らしの中に生かすとともに、人間的な触れ合いや心ゆたかで魅力ある文化をはぐくむ環境づくりが求められています。それらを踏まえて、港湾の良好な環境を形成するため、緑地を整備するものです。

【緑地の機能・目的】

(イ) 成果

港湾緑地の整備状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）は、下表のとおりです。

◆ 港湾緑地

地 区	名 称	面積 (m ²)	供用開始 年月日
門司	新門司 1 号緑地	4,000	H 3. 7.20
	今津公園緑地	10,200	H 3. 7.20
	新門司東緑地	56,900	H24. 1.12
	津村島緑地	58,100	H28.9.20
	太刀浦中央緑地	6,000	S56. 8.21
	太刀浦 1 号緑地	5,000	S56. 8.21
	太刀浦 2 号緑地	1,000	S56. 8.21
	太刀浦 6 号緑地	1,800	S56. 8.21
	太刀浦 7 号緑地	7,400	S61.11. 4
	太刀浦 8 号緑地	8,300	H 1.11.14
	太刀浦運動公園緑地	16,200	H 2.12.27
	太刀浦東公園緑地	4,400	H 5. 3.22
	旧門司遊歩道緑地	6,600	H17. 6.10
	西海岸 1 号緑地	3,300	H 3. 2.15
	西海岸 2 号緑地	7,100	H 3.10.18
	西海岸 3 号緑地	5,800	H 9.11.17
	西海岸親水緑地	2,400	H 6. 8. 1
	西海岸イベント広場	5,000	H15. 7.18
	北九州市旧門司税関緑地	1,900	H 7. 3.22
小倉	延命寺護岸遊歩道緑地	1,100	H17. 3.10
	旧大連航路上屋緑地	5,300	H25.7.19
	砂津緑地	9,500	H29.3.24
	日明東 1～5 号緑地	3,700	H 9. 8. 6
	浅野臨海部防災 1 号緑地	4,700	H20. 9. 1
	浅野臨海部防災 2 号緑地	3,200	H20. 9. 1
	浅野臨海部防災 3 号緑地	3,700	H20. 9. 1
洞海	浅野臨海部防災 4 号緑地	2,000	H20. 9. 1
	八幡東田緑地	33,500	H 9.12. 9
	久岐の浜マリンコア緑地	2,400	H 9. 8. 6
	若松ふ頭 1 号緑地	5,100	H 9. 8. 6
	若松ふ頭 2 号緑地	1,600	H 9. 8. 6
	若松南海岸緑地	2,700	H 9. 8. 6
	響灘 1 号緑地	59,800	H 7. 1.13
	響灘 2 号緑地	144,500	H 9. 8. 6
	響灘 3 号緑地	66,000	H14. 3.28
	響灘 4 号緑地	61,200	H21.11. 1
	響灘 5 号緑地	77,000	R 1. 7.31
	響灘エコタウン緑地	7,600	H13. 6.28
	安瀬公園緑地	5,800	H10. 4.20
	戸畑親水緑地	3,400	H12. 7.11
	新川緑地	150	H19. 1. 1
	松ヶ島緑地	500	H18. 4. 1
	響灘遊歩道緑地	11,900	H31. 2. 1



響灘 2 号緑地

ウ．今後の取組

港湾環境整備施設計画に位置づけた緑地については、社会の動向や市民の要請を考慮しながら、順次整備を行っていきます。

(2) 海岸緑地の整備

ア．背景

今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸の保全に関する基本的な計画である「海岸保全基本計画」を策定し、防護・環境・利用の調和のとれた海岸づくりを目指しています。

イ．これまでの取組

(ア) 豊前豊後沿岸海岸保全基本計画の策定

策定時期：平成 15 年 3 月（平成 28 年 3 月変更）

対象範囲：福岡県 3 市 3 町（北九州市・苅田町・行橋市・椎田町・豊前市・吉富町）

大分県 6 市 8 町 1 村〔策定当時〕

総延長：約 640km

概要：「ひとと自然の調和を図り、安全で美しく、いきいきした海岸へ」を基本理念に、防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全を推進しています。親水空間の創出など、様々な海岸に関するニーズを踏まえ、海浜公園などの緑地を整備するものです。

(イ) 成果

海岸緑地の整備状況（令和 7 年 3 月 31 日）は、下表のとおりです。

◆海岸緑地

地区	名称	面積 (m ²)	供用開始 年月日	備考
門司	新門司海浜緑地	10,100	H16. 4. 1	緑地部分のみ供用
	大里海岸緑地	11,400	H19. 1.30	



大里海岸緑地

ウ．今後の取組

計画に基づく個別事業の実施にあたっては、災害等からの安全性確保、周辺環境や利用への配慮の観点から、適切かつ効率的な整備手法を採用するとともに、様々なニーズに対応するため、関係機関、地域住民や海岸利用者など一体となって事業を推進していきます。

10 里地里山の保全と利用

(1) 森林

ア．背景

北九州市における森林面積は、19,322ha で市域の約 4 割を占めています。この森林は、林業生産活動の場のみならず、水源のかん養や土砂流出の防備、また、市民の森林レクリエーションの場として利用されるなどの公益的な役割を果たしています。

◆森林の面積

単位：ha

市域面積	森林面積			森林比率
	国有林	民有林	計	
49,169	3,360	15,962	19,322	39.3%

資料：「遠賀川地域森林計画（令和 4.4.1）」
森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積である。

イ．これまでの取組と成果

北九州市の森林を健全に育成するため、森林の保育や、林道などの整備を行っています。施策としては「市営林の育成」や「林道などの生産基盤の整備」、「荒廃森林の間伐等」、「私有林の森林管理経費に対する助成」などがあります。

ウ．課題と今後の取組

現在、北九州市の森林は、大半が 50 年生以上に達しており、木材生産・森林資源循環につながるような事業が求められるとともに、森林が持つ多様な公益的機能を発揮するためには適切な施策を実施することが不可欠です。

今後は林道・作業道等生産基盤の整備はもとより効率的な森林施策の実施に向けて、施業地の集約化・機械化などに取り組むとともに、継続的な森林施業を支える林業事業者の育成を図ります。

(2) 農地

ア．背景

農地は農産物の生産のみならず、「水源かん養」、「景観保全」など多面的機能を持っています。

イ．これまでの取組と成果

都市計画等の土地利用との調整を図りながら農業上の利用を確保すべき土地として 1,447ha の農用地区域を指定し、農地の確保に努めています。

ウ．課題と今後の取組

遊休農地の増加等により農地の多面的機能等が失われつつある地域もあるため、意欲ある農家への農地集積や市民が農業とふれあう場としての活用などを進めます。

(1) 放置竹林の現状

市内の竹林面積は約 1,900 ヘクタールと全国有数の規模を有し、市内の森林面積の 1 割を占めています。

そのうち、ブランド農産物である「合馬たけのこ」の生産などに利用され、適正に管理されている竹林は 8% 程度で、残りの竹林は放置された状態にある「放置竹林」と推定されます。

◆竹林面積の推移

(単位：ha)

H14	H19	H24	H29	R4
1,386	1,498	1,586	1,905	1,887

資料：福岡県遠賀川地域森林計画（令和4年4月）

(2) 北九州市の取組

森林の荒廃をもたらす放置竹林の拡大を防止するため、放置竹林を伐採し広葉樹への転換を行います。

また、市民による竹林整備のすそ野拡大を進めるため、市民等による竹林整備や竹の搬出に対する助成、竹粉碎機の無料貸出、竹プラットフォームの運用等を行います。

12 特定外来生物対策

(1) アライグマ

ア. 背景

アライグマは、獰猛な種であり、令和 5 年度の福岡県の報告で 2,500 万円以上の農業被害をもたらしているほか、家屋への被害や感染症を媒介する等の人体への被害、サンショウウオ等の希少種を含む生態系への被害が懸念されています。

令和 5 年 4 月、改正外来生物法が施行され、定着した特定外来生物の防除を都道府県が担うことになりました（市町村は努力義務）。これを受け、福岡県は令和 5 年 6 月に動植物の専門家からなる特定外来生物防除対策検討委員会を立ち上げ、特定外来生物の種ごとの防除の緊急度を検討し、優先的に防除する種はアライグマであるとの委員会意見を受け、令和 6 年 3 月に「福岡県アライグマ防除実施計画」を策定しました。

北九州市は、この計画に参加し、福岡県と連携しアライグマ防除に取り組んでいます。



イ. 対策と実績

福岡県アライグマ防除実施計画では、県が開催する講習会を受講した方や狩猟免許を所持している方が市へ申請を行い、防除従事者として登録し活動しています。北九州市では令和 6 年度末時点で 73 名が登録されており、172 頭を捕獲しています。

(2) ヒアリ類

ア. 背景

ヒアリ類は、改正外来生物法において新設された、特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な影響を与えるおそれがあるものについて指定される「要緊急対処特定外来生物」に指定されており、より徹底した水際対応が求められています。

北九州市においては、平成 29 年 9 月 15 日に九州で初めてヒアリが確認され、令和 5 年 7 月 11 日にも確認されています。

ヒアリは国内未定着の特定外来生物であり、環境省が主体となり、定期的な侵入状況調査を実施しています。北九州市は、環境省の調査への協力やコンテナターミナル（以下、CT）及びその周辺部の独自調査を実施しています。

イ. 対策と実績

ヒアリ類が分布する国又は地域との定期コンテナ航路を有する北九州港において、ヒアリ類の定着防止のため、各 CT において水際対策の徹底を図っています。

具体的には、各 CT において、ベイト（誘引餌）を活用した目視調査、粘着トラップ設置による捕獲調査を行っています。ヒアリ類の可能性のあるアリ発見時には、専門家に同定を依頼した上で防除を実施しています。

(ア) 港湾におけるヒアリ確認調査（環境省九州環境事務所調査）への協力

調査実施期間：ヒアリの主な活動期間（春～秋）
月 1 回程度

調査場所：【コンテナ保管場所の周辺】
太刀浦第 1CT、太刀浦第 2CT、
ひびき CT

(イ) 特定外来生物「ヒアリ」の防除作業（北九州港港湾施設等管理運営業務委託）

調査実施期間：夏季を中心に年 6 回（月 1 回）

調査場所：【CT 内の土砂、雑草の周辺、
ソーラスフェンス周辺】
太刀浦第 1CT、太刀浦第 2CT

(ウ) 特定外来生物調査駆除業務委託

調査実施期間：2 ～ 3 月

調査場所：ひびき CT

ウ. 今後の取組

これまで、国内におけるヒアリの定着は確認されていません。今後も関係省庁や事業者との連携強化による更なる水際対策の徹底を図り、ヒアリ類の定着防止に取り組み

ます。

13 鳥獣被害対策

(1) 背景

近年、私たちの生活と野生鳥獣との距離が近くなり、野生鳥獣による威嚇や家屋侵入など様々なトラブルが生じています。

様々な原因があるとされていますが、これまで野生鳥獣が棲む「奥山」と人の生活圏との間にあって、緩衝地帯の役割を果たしていた「里山」や「農地」等が農林業の衰退や生活様式の変化で管理できなくなったことが、野生鳥獣の増加と侵入を許しているといわれます。

(2) これまでの取組

北九州市では、イノシシなどの野生鳥獣による生活環境や農作物の被害に対応するため、捕獲や追払いの他、市民相談や現地対応、市民啓発等を実施しています。

◆イノシシの捕獲頭数

(頭)

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1,554	1,341	1,612	1,119	2,097



街中に出没したイノシシ

(3) 今後の取組

野生鳥獣を「捕獲」するだけでは被害は減らないため、捕獲と同時に人の生活圏に野生鳥獣を「近づかせない」、「侵入させない」環境づくりをすることが大切です。餌付けをしない、隠れ家となる草むらをなくす等、市民の協力を得ながら、人と野生鳥獣がうまく棲み分け、共存できる社会を目指します。

基本施策 2 自然を活用した多様な課題の解決

1 森林環境の保全

(1) 北九州市の森林と林業の現状

本市の森林面積は、市域(49,169ha)の約4割(19,322ha)を占め、木材の生産や特用林産物の生産などの経済的機能と共に、土砂災害防止、水源涵養などのさまざまな公益的機能を有し、環境の保全に貢献しています。

一方、本市の林業は、木材価格の長期低迷等から森林所有者の経営意欲が減退し、長期間生産活動が停滞しています。

◆森林面積

(単位：ha、%)

区域面積	国有林	民有林	計	森林比率
49,169	3,360	15,962	19,322	39.3%

資料：福岡県遠賀川地域森林計画(令和4年4月)
森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積である。

(2) 北九州市の取組

森林が持つ温室効果ガスの吸収等の多面的機能を維持するため、森林所有者による木材生産の経営につなげる森林経営管理制度の推進、民有林の造林・保育の支援、市営林の整備推進に取り組めます。

また、林業担い手育成のための助成を行います。

2 中山間地域・生産環境の保全

(1) 背景・目的

農地や森林などは、洪水の防止や水源の涵養、景観の保全等の機能を有しており、農林水産業のみならず市民の生活を守り、潤いと安らぎをもたらしています。

近年、豪雨や台風による災害が激甚化しており、防災の観点から農林水産業の多面的機能がますます重要になっています。こうした機能を十分に発揮するためには、農林水産業が営まれることにより農地や森林などが適切に管理されていることが必要です。

北九州市では、農業・農村の有する国土保全等の多面的機能の維持及び発揮のため、国の日本型直接支払制度を活用し、地域活動や営農活動に対する支援を行っています。

(2) これまでの取組

国の日本型直接支払制度のうち、「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払交付金」に取り組んでいます。市内では、中山間地域等直接支払制度に取り組む地区が7地区、多面的機能支払交付金に取り組む地区が10地区あります。



水路清掃の様子

(3) 課題と今後の取組

近年、高齢化や担い手不足などの影響により、これらの制度に取り組む地区が減少傾向にあります。地域によっては、活動の担い手確保が困難となり、制度の活用に至らない、または活動規模が縮小するなどの課題が生じています。

今後は、担い手の育成・確保、活動の効率化を図り、持続的な取り組みを目指します。

3 水産環境の保全

(1) 目的

魚介類の産卵、育成場となる藻場や増殖場の整備を行い、悪化した漁場環境の回復に取り組むことで、水産生物の生息環境を保全します。

(2) 取組内容

ア．藻場・増殖場造成事業

自然石等を活用して、藻場や増殖場を造成することで海藻や海洋生物の資源拡大に努めています。

イ．環境・生態系保全活動支援事業

藻場等の再生や保全に向けて、食害生物(ウニ等)の駆除活動等を行う団体に対して支援を実施しています。



ウニの食害により海藻が消失した藻場



豊かな藻場

(3) 期待される効果

- ・環境や生態系の保全、生物多様性の向上
- ・漁獲量の向上（漁業者の所得向上）
- ・市民への安定的な水産物の供給
- ・CO₂や窒素、リンの吸収・固定
- ・環境先進都市としてのイメージアップ など

4 漁業振興の推進

(1) 目的

水産資源の再生産力を強化することにより、市民に新鮮で安全・安心な水産物を将来にわたり安定的に提供するとともに、漁業経営の安定化を図ります。

(2) 取組内容

漁業者が実施するアワビ、アカウニ、ヒラメ、クエなどの計画的な放流について、支援を実施しています。

また、豊前海区で実施されるガザミの稚ガニ育成放流や関門海峡におけるマダコのリソース保護として実施される産卵用たこつばの投入についても支援しています。



ヒラメ放流の様子

(3) 期待される効果

- ・資源の再生産と漁業者の所得向上
- ・持続可能な地域漁業の構築
- ・市民への安定的で安全な水産物の供給

5 有機農業の推進

(1) 経緯

令和3年5月に農林水産省により策定された「みどりの食料システム戦略」において、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、2050年までに目指す姿として、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現、化学農薬の使用量を50%低減、有機農業の取組面積の割合を25%に拡大等の目標が示されています。

北九州市においても、令和2年度からの5か年の計画である北九州市農林水産業振興計画のなかで、有機農業に関する講習会を開催して取組に向けた啓発を図るとともに、総合農事センターにおいて有機農業に係る課題を把握するための試験栽培等を行うこととしています。

(2) これまでの取組

北九州市では、令和6年度に市内の有機農家を集め情報交換会を実施しました。そのなかで、各農業者の栽培に関する情報や販路についての意見を交換しました。

また、総合農事センターにおいては、市内の放置竹林の竹資材を利用した栽培や下水汚泥肥料の検証など、有機農業に係る試験栽培を実施しています。



情報交換会の様子

(3) 今後の取組

引き続き、試験栽培等の取組を継続するとともに、これまでの結果をもとに、有機農業の推進に向けた各種支援を検討していきます。

6 グリーンインフラを活用したまちなかの防災・減災機能の強化

(1) 背景

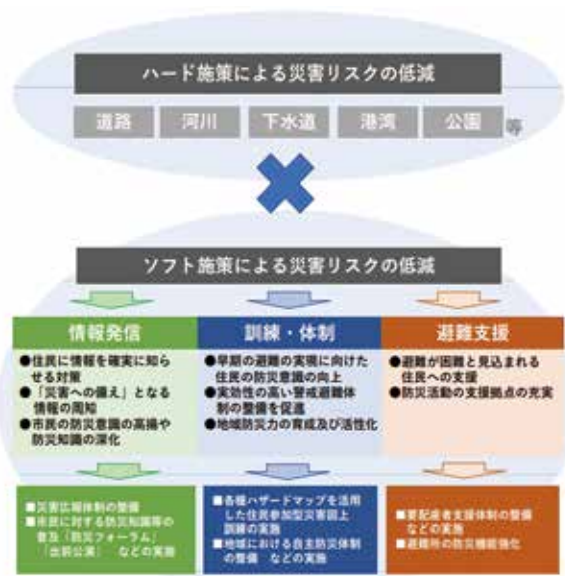
近年、豪雨など自然災害の激甚化・頻発化により、自然環境が有する多様な機能を社会資本整備や土地利用に活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める「グリーンインフラ」の取組が注目されています。森林は都市の水害や土砂災害の防止・減災の機能を、市街地の公園や道路の植栽帯は保水機能や延焼防止機能を有しています。

北九州市が抱える様々な課題を解決するため、グリーンインフラを総合的・戦略的に活用することが重要であり、みどりが有する防災・減災に資する機能を活用し、災害に強いまちづくりを推進しています。

(2) 具体的な取り組み

グリーンインフラの拠点となる公園においては防災・減災機能といった存在効果に加え、地域の交流の場としての利用効果が期待されます。

北九州市立地適正化計画では防災・減災に関する指針に基づき、ハード施策とソフト施策を重層的に組み合わせた防災・減災対策を推進しています。



出典 北九州市立地適正化計画

まちなかの防災・減災の観点から、公園は存在効果に着目したハード施策と利用効果を生かしたソフト施策を展開できる重要な場所となります。

こうした考えのもとに地域防災活動の支援拠点となる避難地として地域拠点公園の整備及び防災機能の強化を進めています。

基本施策 3 自然を大切にする価値観の形成

1 自然とのふれあいの推進

(1) 背景

北九州市環境基本条例には、「豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、市民と自然とのふれあいを推進すること」が定められています。この北九州市環境基本条例及び第2次北九州市生物多様性戦略(2015年度－2024年度)に基づき、市民が市域に生息する希少な野生生物や、豊かな自然環境とふれあう機会を創出するため、エコツアーを開催しています。

(2) これまでの取組と成果

エコツアーは、平成14年度から市民団体等との協働で実施しており、市内各地での自然とのふれあいの機会を設けています。

■ カブトガニ産卵観察エコツアー

令和6年7月21日(日) 曽根干潟



過去の開催風景

■ ガシャモク観察会

令和6年8月3日(土)



過去の開催風景

■ 響灘ビオトープエコツアー

令和7年3月30日(日)

(3) 今後の取組

市民が北九州市の自然の豊かさを再発見できるような講座を実施していきます。

2 地産地消の推進

(1) 目的

市内産農林水産物の消費拡大や生産者と消費者との顔の見える信頼関係づくりを目的として、「地産地消」を積極的に推進しています。

(2) 地産地消と環境との関わり

地産地消を進めることは、環境面でもよい影響があるといわれています。

市内産農林水産物の消費が増え、市内で健全な農林水産業が営まれることが、農地、山林や海を健全な状態で守っていくことにもつながります。

また、外国など遠方からの食料輸送には、CO₂の大量発生など環境への負荷がかかります。輸送する食料の重量と輸送距離をかけたものをフードマイレージといいますが、地産地消を進めることはフードマイレージの低減にもつながります。

(3) 主な取組

ア. 市内産農林水産物の消費宣伝

北九州市農林水産まつり等のイベント実施や「地元いちばん」ホームページなどを通じて、市内産農林水産物の消費宣伝を行っています。

イ. 学校給食への食材供給

北九州市学校給食協会、教育委員会、農業協同組合、青果卸売会社等と連携して、市内産の野菜等を学校給食で積極的に使用するよう取り組んでいます。

ウ. 「海の幸」「山の幸」を愛する地産地消サポーター

「地元いちばん」を合い言葉に生産者、消費者、飲食・販売店、加工製造業者による情報交換や交流を行うことで地産地消を進める取組を行っています。



北九州市農林水産まつり

(1) ポータルサイトの作成

令和4年12月「生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)」で採択された新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、2030年までのミッションとして、生物多様性の損失を止めて反転させ回復軌道に乗せる、いわゆる「ネイチャーポジティブ」が掲げられ、国の「生物多様性国家戦略2023-2030」においても、同様に2030年ネイチャーポジティブの実現が目標とされています。

ネイチャーポジティブの実現には、生物多様性や人と自然とのつながりを大切にする価値観を形成することが必要です。そのためには、自然の魅力を発信することなどを通じて、その魅力を知り、関心を持つ方々を増やしていくことが重要です。

このため、北九州市が有する都市と近接した豊かで面白い自然「アーバンネイチャー」の魅力を市内外に広く情報発信することで、ネイチャーポジティブの実現に向けた市民の価値観の形成や、都市ブランドの向上を図ることを目的としたポータルサイトを構築します。

(2) アーバンネイチャー北九州フォトコンテスト

北九州市の魅力である都市に近接する豊かな自然や生き物について情報発信を行うことを目的に、令和6年11月から令和7年1月にかけて、「北九州市アーバンネイチャーフォトコンテスト」を開催しました。

応募作品は、北九州市生物多様性戦略2025-2030で使用するほか、優秀作品については作品展を開催します。



アーバンネイチャー北九州フォトコンテスト



ポータルサイト



4 農業体験を通じた食農教育の推進

(1) 目的

未来を担う子供たちが食を育む農業について学ぶことを目的に、小学校教育の中で、「農」と「食」について学習の支援を行う「わくわく農業体験事業」を実施しています。

(2) これまでの取組

「わくわく農業体験事業」は、①市内小学校5年生を対象とした小学校内でのバケツ稲や学校水田などの食農教育のサポート、②総合農事センター内での体験学習等を受け入れるものです。

令和6年度は、①バケツ稲や学校水田のサポートを8校で実施し、②総合農事センター内での体験学習を7回実施しています。

また、これら事業以外にも学校給食における市内産使用品目の収穫体験を年間2回実施しています。



「わくわく農業体験事業」バケツ稲の様子

(3) 今後の取組

これからも今事業を継続して実施し、未来を担う子供たちに、食料生産の現場や、食を取り巻く環境、文化、社会とのつながりを農業の体験学習を通して学ぶ機会を提供していきます。

5 道路サポーター制度による道路清掃、花植え活動

(1) 背景・目的

北九州市道路サポーター制度は、地域の方々の道路清掃・美化などのボランティア活動を支援することで、道路への愛着・環境美化への意識高揚とすそ野を拡大し、市民と行政の協働による美しいまちづくりを推進することを目的として平成 17 年度に開始しました。

(2) 効果

道路サポーターがごみ拾いを継続的に行うことで、ポイ捨ての抑制や自然環境に流出するごみの減少等の環境保全につながります。また、地域コミュニティの活性化や活動者の健康増進といった副次的効果もあります。

(3) これまでの取組

道路サポーターの数は当初 12 団体 (513 人) でしたが、年々増加しており、現在は自治会・企業・学校などの 273 団体 (約 9,500 人) が市内約 194km の道路で活動しています。

北九州市はサポーターの活動を支援するため、清掃用具や花苗等の支給、サインボード・散水栓の設置などを行っています。

平成 25 年度に、道路サポーター制度の運営に関してサポーターの意見を取り入れる新たな仕組み「道路サポーターの会」を立ち上げ、支給する用具の充実や団体間の連携強化・交流促進を図っています。

また、道路サポーターの登録促進に向けて、市政だよりや自治会の回覧板による制度 PR、登録申請のオンライン化に取り組みました。

(4) 今後の取組

活動者の高齢化等による団体数の減少に対応するため、既存の道路サポーターと意見交換を行いながら、さらなる制度の充実・見直しに取り組みます。



道路サポーターの活動の様子

基本施策 4 都市環境の保全

1 北九州市公害防止条例

(1) 背景

条例の制定は、公害防止に関する市民の要望に応え、法を補完し、きめ細かな公害行政を推進するものであり、公害防止に対する市の積極的な姿勢を示すものです。

北九州市においては、昭和 45 年 4 月に北九州市公害防止条例を制定しました。

これにより、法律の規制対象外となっている公害発生施設に対しても、公害防止上必要な措置がとられることとなりました。

(2) 公害防止協定

北九州市では、地域の実情に合った公害防止に取り組むため、新たに工場が進出する際に公害審査を行い、公害の発生するおそれのある工場については、公害防止条例に基づいて工場と公害防止協定を締結しています。協定は、大気、水質、騒音、振動、悪臭及び工場緑化等に関する総合的な環境保全対策や、排出濃度等の具体的な数値を取り決めており、実効性の高いものです。

協定締結の第 1 号は昭和 42 年 9 月の戸畑共同火力株式会社（現・九州共同発電株式会社）です。これまでの締結件数は 218 件（うち失効 135 件）になり、現在の締結件数は 83 件です。

◆公害防止協定締結状況

年 度	締結件数	解除等失効件数
昭和 42～昭和 46	74	1
昭和 47～昭和 51	86	58
昭和 52～昭和 56	6	3
昭和 57～昭和 61	7	4
昭和 62～平成 3	6	9
平成 4～平成 8	8	6
平成 9～平成 13	7	13
平成 14～平成 18	2	2
平成 19～平成 23	10	22
平成 24～平成 28	11	7
平成 29～令和 3	1	6
令和 4	0	0
令和 5	0	2
令和 6	0	2
計	218	135

2 公害防止計画

(1) 背景

公害防止計画は、環境基本法第 17 条の規定に基づき、関係都道府県知事が策定するものです。

その目的は、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等について、実施

すべき公害の防止に関する施策を定めるものです。国及び地方公共団体は、計画の達成に必要な措置を講じることとされています。

(2) これまでの取組

北九州市では、昭和 47 年度に昭和 56 年度を目標年次にした「北九州地域公害防止計画」が福岡県知事により策定されました。また、昭和 52 年度には、汚染物質についての目標変更などに伴い、計画の全面的な見直しが行われました。その後、未だ解決を要する問題が残されていたため、引き続き総合的な公害防止施策を講じる必要があるとして、昭和 57 年度・62 年度・平成 4 年度・9 年度・14 年度・19 年度・23 年度に、それぞれ 5 年間の延長計画が策定されました（平成 19 年度は 4 年間、平成 23 年度は 10 年間の延長計画）。

計画に基づく様々な取組により、各地での環境質は大きく改善されました。立法当初の目的が達成されたとして、令和 2 年度末に「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（公害財特法）」は失効しました。一方で、引き続き公害対策の必要がある一部の地域については、公害財特法の失効後 5 年間（令和 3～7 年度）の財政措置が行われています。

3 大気環境の保全

(1) 大気環境の現況

ア．概況

大気汚染に関しては、環境基本法第 16 条等の規定に基づき、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質、ダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの 11 項目について環境基準が定められています。

北九州市では、大気汚染の状況を把握するため、これらの物質を一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局で常時監視を行っています。

環境基準が設定されている 11 項目のうち、令和 6 年度は、ほとんどの項目が環境基準に適合していましたが、光化学オキシダントが全測定局で、環境基準に不適合でした。

近年、光化学オキシダントや微小粒子状物質については、西日本の広い地域で濃度が上昇することがあります。濃度の上昇は、都市汚染の影響の少ない九州西端の離島でも観測されていることや、国立環境研究所のシミュレーション結果などから、大陸からの越境大気汚染の影響があったものと考えられます。広域的な汚染は自治体では十分な対応ができないため、従来から行っている工場・事業場のばい

煙等の規制監視に加え、国への要望並びに国立環境研究所と連携した調査などを実施しました。

イ. 監視体制の整備

北九州市における大気汚染の常時監視体制は、市全域に配置された測定局と公害監視センターを結ぶテレメーターシステムを採用しています。

平成 30 年 2 月に北九州市環境審議会より受けた答申に基づき、令和元年度に大気汚染常時観測局の適正配置を実施しました。現在、「一般環境大気測定局」13 局、「自動車排出ガス測定局」を 4 局、「気象観測所」を 1 局の 18 局体制で監視しています。

この他、大気汚染の常時監視を補完するためのデポジットゲージ法による降下ばいじん量の調査、優先取組物質の調査等も実施しています。

ウ. 測定結果

令和 6 年度の測定結果は次のとおりです。

なお、環境基準の適合状況は光化学オキシダントを除き、長期的評価によるものです。

(ア)二酸化いおう

一般環境大気測定局（8 局）で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。各測定局における年平均値の全市平均値は 0.001ppm で、過去 10 年間は横ばい状態です。

(イ)二酸化窒素

全ての一般環境大気測定局（13 局）及び自動車排出ガス測定局（4 局）で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。一般環境大気測定局における年平均値の全市平均値は 0.009ppm、自動車排出ガス測定局における年平均値の全市平均値は 0.014ppm で、各々過去 10 年間は緩やかな減少傾向です。

(ロ)一酸化炭素

一般環境大気測定局の北九州局及び自動車排出ガス測定局（2 局）で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。北九州局における年平均値は 0.3ppm、自動車排出ガス測定局における年平均値の全市平均値は 0.3ppm で、各々過去 10 年間は横ばい状態です。

(ニ)浮遊粒子状物質

一般環境大気測定局(10 局) 及び自動車排出ガス測定局(4 局) で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。一般環境大気測定局における年平均値の全市平均値は 0.015mg/ m³、自動車排出ガス測定局における年平均値の全市平均値は 0.017mg/ m³で、各々過去 10 年間は緩やかな減少傾向です。

(オ)光化学オキシダント

全ての一般環境大気測定局（13 局）及び自動車排出ガス測定所（1 局）で測定を行いました。

光化学オキシダントについては年度を通じた長期的な評価ではなく、1 時間値での評価を行います。評価時間帯（5 時～20 時）での環境基準適合状況は、全測定局とも不適合でした。また、評価時間帯に各測定局において環境基準に適合した時間数の割合は、98.6%～99.4%の範囲でした。

各測定局における評価時間帯の年平均値の全市平均値は 0.034ppm で、近年は横ばい状態です。

(カ)微小粒子状物質（PM2.5）

一般環境大気測定局(10 局)と自動車排出ガス測定局(2 局)で測定を行いました。各測定局の年平均値は、8.1μg/ m³～11.5 μg/ m³で、環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。

また、北九州局で微小粒子状物質の成分分析を、季節ごとに 1 回、計 4 回行いました。

(キ)ダイオキシン類

詳細は「基本施策 5 2. 化学物質対策」を参照。

(ク)ベンゼン等 4 物質

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて、一般環境大気測定局の北九州、企救丘及び若松局並びに自動車排出ガス測定局の西本町局の 4 箇所で、毎月 1 回の測定を行いました。

全ての測定局で環境基準に適合していました。

(ケ)降下ばいじん

市内 3 箇所でデポジットゲージ法による測定を行い、全市平均値は 3.1t/ km²/ 月で、箇所別には 2.2～3.9t/ km²/ 月の範囲でした。全市平均値の経年変化は昭和 40 年代(20.2t/ km²/ 月、昭和 43 年度全市平均)と比較すると、近年は大幅に低い値で安定した状態が続いています。

(コ)アスベスト

一般環境大気測定局の北九州、企救丘で測定を行いました。年平均値の全市平均値は 0.06 本/ℓ（総繊維数）と低い値でした。

(ク)優先取組物質

a. 調査目的

環境大気中から低濃度ではあるが一部の大気汚染物質が検出されていることが報告されており、その長期暴露による健康被害が懸念されています。このため、物質の有害性や大気環境濃度から見て健康リスクが高いと考えられる優先取組物質（平成 8 年 10 月 中央環境審議会答申 22 物質、平成 22 年 10 月同会答申により 23 物質に見直し）について、大気汚染の状況を把握するため、環境大気中の濃度調査を平成 9 年 10 月から

実施しています。

b. 調査内容

環境省から示された「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」に基づき、分析法が示されている優先取組物質 17 物質（ベンゼン等 4 物質及びダイオキシン類を除く）について、一般環境大気測定局の北九州、企救丘及び若松局並びに自動車排出ガス測定局の西本町自排局の 4 箇所、毎月 1 回測定を行いました。

指針値が示されているアクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン及びマンガン及びその化合物の全ての物質において指針値を満たしていました。

工. 緊急時等の措置

北九州市では、大気汚染防止法に基づく緊急時の措置として、光化学オキシダントに関する注意報等の発令基準、周知方法、ばい煙排出量の削減要請等を規定した「北九州市光化学スモッグ緊急時措置等実施要綱」（昭和 59 年 7 月 1 日施行）を策定しています。令和 6 年度は、注意報等の発令はありませんでした。

微小粒子状物質については、平成 25 年 3 月より、国の暫定指針に基づき、濃度が 1 日平均 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えることが予想されるとき、福岡県が「注意喚起」を行うこととなりました。令和 6 年度の注意喚起はありませんでした。

(2) 発生源対策

ア. 概況

大気汚染防止法（以下「法」という。）では、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制等を定めています。また、北九州市公害防止条例（以下「条例」という。）では、法の対象より小規模のばい煙に係る施設の規制等について定めています。

法及び条例に基づき、工場・事業場に対して、大気汚染物質排出の規制・指導を実施しています。

ア) 硫黄酸化物規制

法及び条例による規制には、施設ごとに排出口の高さに応じて排出量を規制する K 値規制と、工場・事業場全体の排出量を規制する総量規制、使用する燃料の硫黄含有率を規制する燃料規制があります。

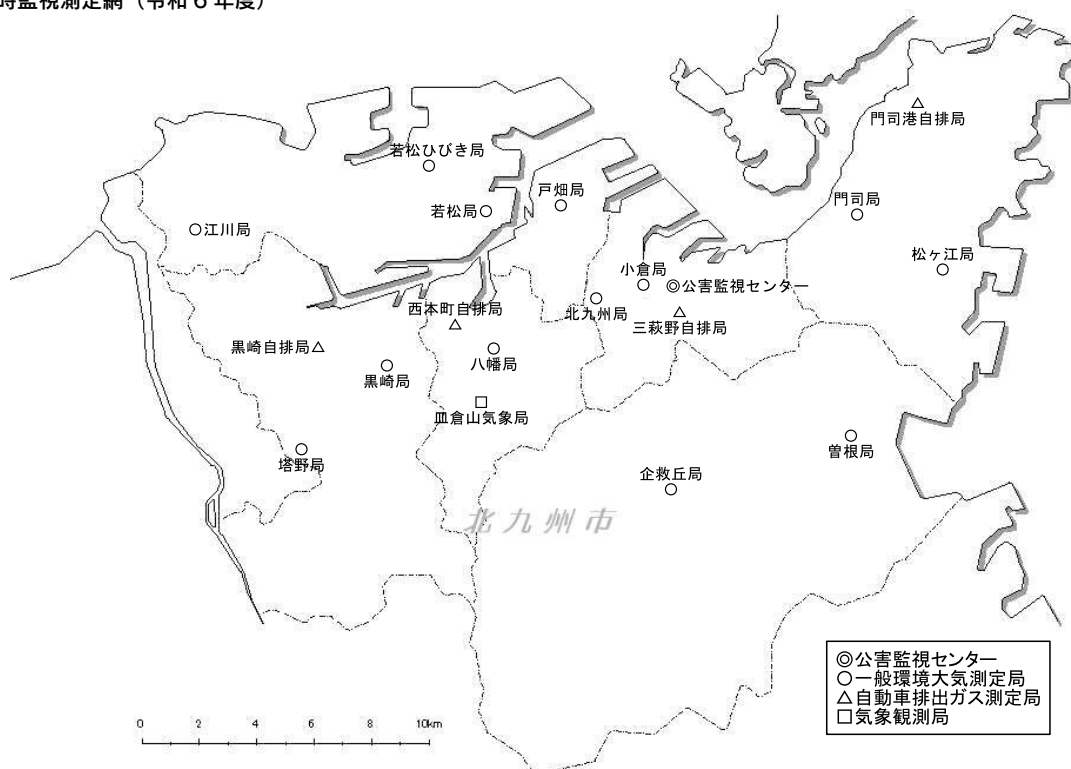
K 値は、地域ごとに定められており、北九州市は全国で 2 番目に厳しいレベルとなっています。

総量規制は、昭和 49 年 11 月に、北九州市及び苅田町の区域が硫黄酸化物にかかる総量規制地域に指定され、昭和 51 年 12 月、総量規制基準及び燃料使用基準が告示されました。1 時間当たりの原料及び燃料使用量が重油換算値で 1kL 以上の工場・事業場については、工場・事業場ごとに排出する硫黄酸化物の量を規制する総量規制基準が定められ、50L 以上 1kL 未満の工場・事業場については、使用する燃料に含まれる硫黄分を 0.6% 以下とする燃料使用基準が定められています。

イ) 窒素酸化物規制

法では、窒素酸化物の排出に係る施設の種類ごとに排出基準を定めており、これと同時に濃度を薄めて排出する

◆常時監視測定網（令和 6 年度）



ことを防ぐため、排ガス中の残存酸素濃度による補正を行っています。

また、北九州市では、昭和 59 年 12 月に、法に基づく全国一律の規制基準のみでは将来にわたって環境基準を維持することは困難であるとの考えから「北九州市における窒素酸化物対策の基本方針」を策定し、昭和 60 年 3 月には、これを具体化した「北九州市窒素酸化物対策指導要綱」を制定しました。

(ウ)ばいじん規制

法及び条例では、ばいじん排出に係る施設の種類ごとに排出基準を定めており、窒素酸化物と同様に、排ガス中の残存酸素濃度による補正を行っています。

(エ)その他の有害物質規制

法は、物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として、カドミウムとその化合物、塩素と塩化水素、フッ素、フッ化水素、フッ化珪素及び鉛とその化合物について排出基準を定めています。

(オ)揮発性有機化合物（VOC）規制

揮発性有機化合物（VOC）は、光化学オキシダントや浮遊

粒子状物質等の生成原因物質の一つです。工場などからの VOC 排出を抑制するため、平成 18 年 4 月に法で排出基準が定められました。VOC 排出量削減については、法規制と事業者の自主的取組による排出・飛散抑制を組み合わせること（ベストミックス）により、図られています。

なお、環境省によれば、全国の VOC 排出量は平成 12 年度から令和 5 年度までに約 6 割が削減されています。

(カ)水銀規制

水銀による地球規模での環境汚染の防止に向けた「水銀に関する水俣条約」が平成 25 年 10 月に採択され、水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成 27 年 6 月に法が改正（平成 30 年 4 月施行）されました。

法では、工事・事業場に設置される施設で水俣条約の規定に基づき大気中への水銀等の排出を規制する必要があるものを「水銀排出施設」と定め、施設の設置の届出、排出基準の遵守、水銀濃度の測定などを義務づけています。

(キ)一般粉じん規制

法は、物の破碎、選別等の機械的処理や鉱物及び土石の堆積に伴い発生又は飛散する粉じんを「一般粉じん」として、一般粉じん発生施設の種類ごとに「構造並びに使用及び管理基準」を定めています。

◆大気汚染に係る環境基準適合状況の推移（二酸化いおう等 6 物質）

区分	項 目	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		適合局 ／ 測定局数	適合率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適合率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適合率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適合率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適合率 (%)
一般環境 大気 測定局	二酸化いおう	8 / 8	100	8 / 8	100	8 / 8	100	8 / 8	100	8 / 8	100
	二酸化窒素	13 / 13	100	13 / 13	100	13 / 13	100	13 / 13	100	13 / 13	100
	一酸化炭素	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100
	浮遊粒子状物質	10 / 10	100	10 / 10	100	10 / 10	100	10 / 10	100	10 / 10	100
	光化学オキシダント	0 / 13	0	0 / 13	0	0 / 13	0	0 / 13	0	0 / 13	0
	微小粒子状物質	10 / 10	60	10 / 10	100	10 / 10	100	10 / 10	100	10 / 10	100
自動車 排出ガス 測定局	二酸化窒素	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100
	一酸化炭素	2 / 2	100	2 / 2	100	2 / 2	100	2 / 2	100	2 / 2	100
	浮遊粒子状物質	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100
	光化学オキシダント	0 / 1	—	0 / 1	0	0 / 1	0	0 / 1	0	0 / 1	0
	微小粒子状物質	2 / 2	0	2 / 2	100	2 / 2	100	2 / 2	100	2 / 2	100

(注) * 適合状況は長期的評価によるものである。(光化学オキシダントは短期的評価によるものである)。

◆大気汚染に係る環境基準適合状況の推移（ベンゼン等 4 物質）

項 目	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	適合局 ／ 測定局数	適合率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適合率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適合率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適合率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適合率 (%)
ベンゼン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100
トリクロロエチレン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100
テトラクロロエチレン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100
ジクロロメタン	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100	4 / 4	100

(注) 測定局は一般環境大気測定局 3 局（北九州局、企救丘局、若松局）及び自動車排出ガス測定局 1 局（西本町自排局）の計 4 局。

(ク)特定粉じん規制

法律では、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある粉じんを「特定粉じん」として定めており、現在、石綿（アスベスト）がその規制対象物質となっています。

建築物の吹付けアスベスト除去などの特定粉じん排出等作業については、作業場を隔離するなど飛散防止のための「作業基準」が定められています。平成25年6月に法が改正（平成26年6月施行）され、解体等工事を行う場合、その受注者は、石綿使用の有無について事前に調査をし、発注者へ調査結果を書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所へ掲示することが義務づけられました。

令和2年6月に法が改正（令和3年4月以降順次施行）され、石綿含有成形板等に対する規制の拡大、作業記録の作成・保存の義務付け、罰則の強化等の見直しが行われるとともに、令和4年4月からは、一定規模以上の解体等工事に関して、石綿使用の有無に関する事前調査結果を市に報告することが義務化されました。

令和5年10月に、「北九州市公害防止条例」が一部改正され、特定粉じん排出等作業において、作業の届出を行った発注者又は自主施工者は、作業及び廃棄物処理の完了から60日以内に、「完了報告」を市に報告することが義務化*されました。

※令和6年2月1日からの工事が対象となります。

(ケ)指定物質抑制基準

法は、有害大気汚染物質の中から「排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質」（指定物質）として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを指定し、指定物質の排出施設ごとに抑制基準を定めています。

(コ)北九州市アスベスト対策連絡会議

北九州市では、庁内の関係課で組織する「北九州市アスベスト対策連絡会議」を平成元年9月1日に設置し、相互に連携を図りながら、アスベスト対策に取り組んでいます。

イ. 取組状況

■立入検査

工場・事業場への立入検査は、大気汚染防止法第26条、ダイオキシン類対策特別措置法第34条、北九州市公害防止条例第21条、及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条の規定に基づき実施しています。

立入検査においては、ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等について、施設の管理状況及び自主測定の結果を確認するとともに、公害防止管理者等の職務遂行状況を検査し、発生源自主監視体制の強化を指導しています。また、大規模なばい煙発生施設については、煙道排ガス等の測定を実施し、排出基準の適合状況等を検査しています。この他、夜間等の時間外パトロールを必要に応じ実施しています。

◆令和6年度立入検査の実施状況

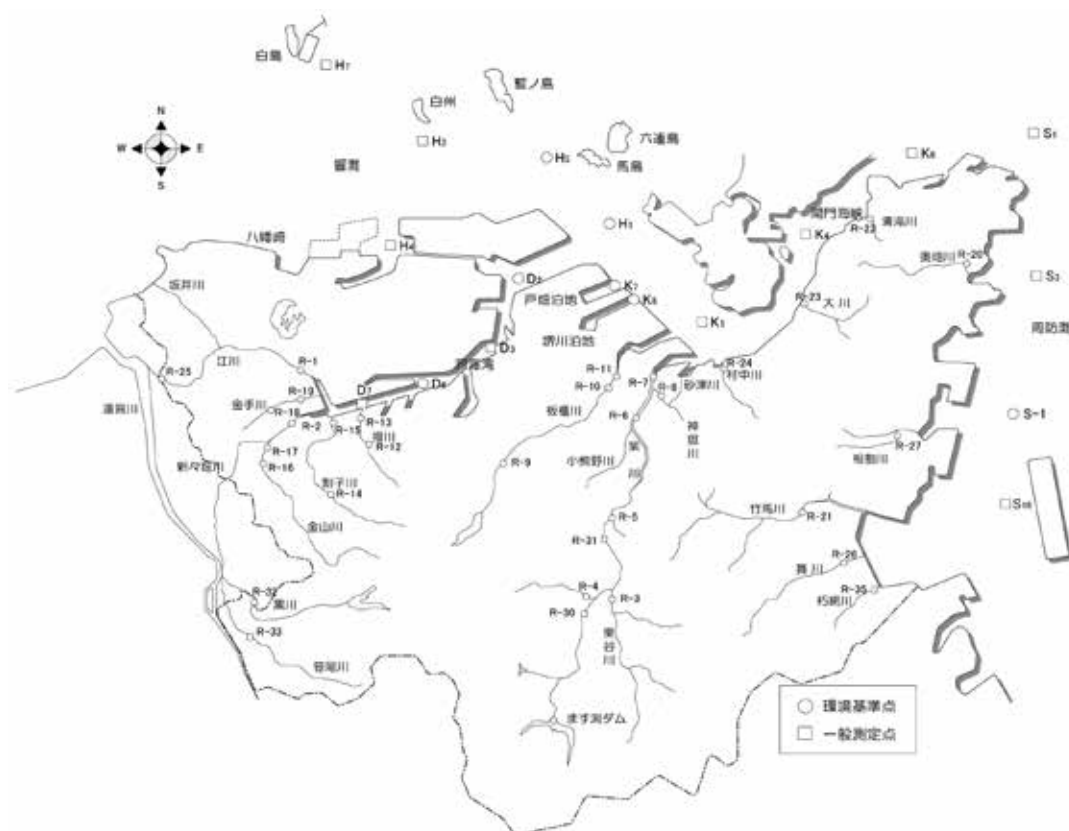
種 別		工場・事業場数	施設数	
届出内容等検査	大気汚染防止法	ばい煙発生施設	117	811
		一般粉じん発生施設	42	500
		特定粉じん排出等作業（養生確認）	68	
		揮発性有機化合物排出施設	10	35
		水銀排出施設	23	40
	北九州市公害防止条例（ばい煙）		10	52
	ダイオキシン類対策特別措置法（大気）		23	39
	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律		126	
煙道排ガス等測定	大気汚染防止法	窒素酸化物	1	1
		硫黄酸化物	0	0
		ばいじん	2	2
		有害物質（塩化水素）	0	0
		水銀	0	0
		特定粉じん	0	
		揮発性有機化合物	0	0
	ダイオキシン類対策特別措置法（大気）		3	4
時間外立入	ばい煙発生施設		0	0
苦情その他立入検査	大気汚染防止法	ばい煙発生施設	6	10
		一般粉じん発生施設	3	110
		特定粉じん排出等作業	0	
		揮発性有機化合物排出施設	0	0
		水銀排出施設	1	1
	北九州市公害防止条例（ばい煙）		0	0
	ダイオキシン類対策特別措置法（大気）		0	0
	その他		0	
行政指導件数		1		

(1) 水環境の現況

北九州市の公共用水域における水質の状況は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ排出基準の設定や瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づく工場・事業場に対する規制、さらには公共下水道の整備等の施策の実施により、改善されています。

公共用水域の水質及び底質等の調査結果は、次のとおりです。

◆令和6年度 河川・海域及び湖沼水質測定地点



河川環境基準点

江川	R-1	栄橋
新々堀川	R-2	本陣橋
紫川	R-3	加用橋
紫川	R-4	御園橋
紫川	R-5	志井川下流点
紫川	R-6	紫川取水堰
紫川	R-7	勝山橋
神嶽川	R-8	旦過橋
板櫃川	R-9	指場取水堰
板櫃川	R-10	境橋
板櫃川	R-11	新港橋
撥川	R-12	旧厚生年金病院横の橋
撥川	R-13	JR引込線横の橋
割子川	R-14	的場橋
割子川	R-15	JR鉄橋下
金山川	R-16	則松井堰
金山川	R-17	新々堀川合流前
金手川	R-18	矢戸井堰
金手川	R-19	洞北橋
奥畑川	R-20	宮前橋
竹馬川	R-21	新開橋
清滝川	R-22	暗渠入口
大川	R-23	大里橋
村中川	R-24	村中川橋
江川	R-25	江川橋
貫川	R-26	神田橋
相割川	R-27	恒見橋

河川一般測定点

紫川	R-30	ハヶ瀬橋
紫川	R-31	桜橋
黒川	R-32	うめざき橋
笹尾川	R-33	堀川合流前
朽網川	R-35	新貝橋

海域測定地点

水域名	地点名	類型
洞海湾	D ₂	B
	D ₃	
	D ₆	
	D ₇	
響灘	H ₁	A
	H ₃	
	H ₄	
	H ₅	
	H ₇	
関門海峡	K ₁	A
	K ₆	
戸畑泊地	K ₇	C
堺川泊地	K ₈	C
周防灘	S ₁	A
	S ₃	
	S-I	
	S ₁₆	

ア. 河川

(ア) 環境基準の類型指定

市内には、1級河川 8、2級河川 19、準用河川 24 及び普通河川 207 の河川があります。現在、水質汚濁に係る環境基準の類型指定が行われ環境基準が設定されている河川は 16 河川です。

(イ) 監視測定

令和 6 年度における河川の監視測定は、16 河川の環境基準点 (27 地点) 及び 4 河川の一般測定点 (5 地点) の 32 地点で実施しました。一般測定点は、環境基準点を補完する目的で設けています。

(ウ)水質の現況

令和 6 年度の河川の調査結果は、次のとおりです。

a. 健康項目

カドミウム、全シアン等の 27 項目について環境基準点及び一般測定点の 22 地点で年 1 回調査した結果、ほう素を除く 26 項目については、全地点で環境基準に適合していました。

ほう素は 8 地点で、環境基準不適合でしたが、これらの地点は、感潮域で海水中に含まれるほう素の影響を受けています。

b. 生活環境項目

河川の代表的な水質指標である BOD の測定結果は、次表のとおり全環境基準点において、環境基準に適合していました。

c. 要監視項目

今後の環境基準への移行を踏まえた要監視項目について、環境基準点のうち 4 地点及び一般測定点のうち 1 地点で、クロロホルム等 27 項目を年 1 回測定した結果、全ての項目で指針値以下でした。

(エ)河川浄化対策連絡会議

下水道の普及等に伴い河川の浄化が進むにつれて、河川の環境への市民の関心が高まり、市民から污水・油等による河川の汚染や、魚類のへい死等の苦情・通報が寄せられるようになりました。北九州市では昭和 60 年に関係部局・各区役所と福岡県北九州市土整備事務所で組織する「北九州市河川浄化対策連絡会議」を設置し、相互に連携しつつ苦情・通報に対し迅速に対応しています。

◆令和 6 年度 河川の BOD 調査結果

(単位：mg/ℓ)

区分	河川名	測定地点名		環境基準		BOD 75% 値	適否
				類型	基準値		
環境基準点	江 川	R-1	栄橋	D	8	1.4	○
		R-25	江川橋	C	5	0.8	○
	新々堀川	R-2	本陣橋	C	5	1.8	○
	紫 川	R-3	加用橋	A	2	<0.5	○
		R-4	御園橋	A	2	<0.5	○
		R-5	志井川下流点	A	2	<0.5	○
		R-6	紫川取水堰	A	2	0.5	○
		R-7	勝山橋	B	3	0.7	○
	神嶽川	R-8	旦過橋 ^{※1}	B	3	0.7	○
	板櫃川	R-9	指場取水堰	A	2	<0.5	○
		R-10	境橋	A	2	0.5	○
		R-11	新港橋	B	3	0.7	○
	撥 川	R-12	旧厚生年金病院横の橋	B	3	<0.5	○
		R-13	JR 引込線横の橋	C	5	0.6	○
	割子川	R-14	的場橋	B	3	0.6	○
		R-15	JR 鉄橋下	D	8	1.0	○
	金山川	R-16	則松井堰	C	5	1.6	○
		R-17	新々堀川合流前	C	5	1.0	○
	金手川	R-18	矢戸井堰	B	3	0.6	○
		R-19	洞北橋	D	8	1.0	○
	奥畑川	R-20	宮前橋	A	2	0.5	○
	竹馬川	R-21	新開橋	D	8	2.3	○
	清滝川	R-22	暗渠入口	A	2	<0.5	○
	大 川	R-23	大里橋	B	3	0.8	○
	村中川	R-24	村中川橋	B	3	0.7	○
	貫 川	R-26	神田橋 ^{※2}	B	3	0.5	○
	相割川	R-27	恒見橋 ^{※3}	B	3	<0.5	○
一般測定点	紫 川	R-30	八ヶ瀬橋	A	2	0.5	○
		R-31	桜橋	A	2	<0.5	○
	黒 川	R-32	うめざき橋	—	—	0.6	—
	笹尾川	R-33	堀川合流前	—	—	2.1	—
	朽網川	R-35	新貝橋	—	—	0.6	—

※1 代替として天満橋で採水

※2 代替として令和 6 年 5 月及び 6 月は轡(くつわ)橋で採水

※3 令和 6 年 4 月、5 月、6 月、9 月、10 月及び 12 月並びに令和 7 年 1 月及び 2 月は相割橋で採水

イ. 湖沼

(ア)環境基準の類型指定

北九州市内の湖沼(ます淵ダム)について、平成 15 年 3 月 31 日に水質汚濁に係る環境基準の類型指定及び環境基準の設定が行われました。

(イ)監視測定

令和 6 年度における湖沼の監視測定は、1 環境基準点(ダムサイト)で実施しました。

(ウ)水質の現況

令和 6 年度の水質測定結果は、次のとおりです。

a. 健康項目

カドミウム等 27 項目について、年 1 回測定した結果、環境基準(健康項目)に適合していました。

b. 生活環境項目

(a) COD

代表的な水質指標である COD の調査結果は、下表のとおり、環境基準（生活環境項目）に適合していました。

◆令和 6 年度 湖沼の COD 調査結果 (単位: mg/ℓ)

水域	類型	達成期間	環境基準	75%値	適否
ます淵ダム (全域)	A	直ちに 達成	3 以下	2.0	○

(b) 全燐

全燐は、下表のとおり環境基準に適合していました。

◆令和 6 年度 湖沼の全燐調査結果 (単位: mg/ℓ)

水域	類型	達成期間	環境基準	平均値	適否
ます淵ダム (全域)	Ⅱ	直ちに 達成	0.01 以下	0.008	○

c. 要監視項目

クロロホルム等 27 項目について、年 1 回測定した結果、指針値以下でした。

ウ. 海域

(ア) 環境基準の類型指定

北九州市周辺の海域は、洞海湾及びその近接水域には 4 環境基準点、響灘水域には 2 環境基準点、周防灘水域には 1 環境基準点があり、それぞれ環境基準が設定されています。

(イ) 監視測定

令和 6 年度における海域の監視測定は、環境基準点 (7 地点) 及び一般測定点 (11 地点) の 18 地点で実施しました。

(ウ) 水質の現況

令和 6 年度の実地調査結果は、次のとおりです。

a. 健康項目

25 項目について、環境基準点 (7 地点) で年 1 回測定した結果、全地点で環境基準に適合していました。

b. 生活環境項目

海域の代表的な水質指標である COD の測定結果は、下表のとおり環境基準点 (7 地点) 及び一般測定点 (11 地点) の全地点で環境基準に適合していました。

◆令和 6 年度 海域の COD 調査結果 (単位: mg/ℓ)

区分	水域名	測定地点	環境基準		COD 75%値	適否
			類型	基準値		
環境基準点	洞海湾	D2	B	3	1.8	○
		D6	C	8	2.6	○
	響 灘	H1	A	2	1.3	○
		H5	A	2	1.3	○
	戸畑泊地	K7	C	8	1.4	○
	堺川泊地	K8	C	8	1.7	○
	周防灘	S-1	A	2	1.7	○
一般測定点	洞海湾	D3	C	8	1.9	○
		D7	C	8	2.4	○
	響 灘	H3	A	2	1.3	○
		H4	A	2	1.3	○
		H7	A	2	1.1	○
	関門海峡	K1	A	2	1.6	○
		K4	A	2	1.5	○
		K6	A	2	1.5	○
	周防灘	S1	A	2	1.6	○
		S3	A	2	1.7	○
		S16	A	2	1.7	○

c. 全窒素及び全燐

全窒素及び全燐の環境基準の適合状況の判定は、水域の年間平均値で判定します。洞海湾水域、響灘及び周防灘水域は、下表のとおり環境基準に適合していました。

◆令和 6 年度 海域の全窒素及び全燐の調査結果 (単位: mg/ℓ)

指定水域名	類型	達成期間	環境基準点	全窒素及び全燐基準値	平均値	適否
洞海湾	Ⅳ	イ※	D2 D6 K7 K8	全窒素 1 以下	0.58	○
				全燐 0.09 以下	0.033	○
響灘及び周防灘(二)	Ⅱ	イ※	S-1	全窒素 0.3 以下	0.15	○
				全燐 0.03 以下	0.018	○
響灘及び周防灘(ホ)	Ⅱ	イ※	H1 H5	全窒素 0.3 以下	0.17	○
				全燐 0.03 以下	0.018	○

※「イ」は、直ちに達成

d. 要監視項目

クロロホルム等 27 項目について、環境基準点の 3 地点で年 1 回測定し、ウランを除く全ての項目で指針値以下でした。ウランは全調査地点で検出され、全ての地点で指針値を超過していましたが、海水中に存在する天然ウランの濃度と同程度でした。

エ. 海水浴場

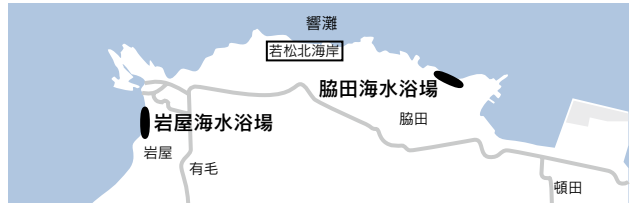
市民の健全なレクリエーションの場である海水浴場について、昭和 49 年から海水浴シーズン前とシーズン中に水質調査を実施しています。本調査は、環境省の要請により全国の主要海水浴場を対象に行われています。北九州市における令和 6 年度調査結果は、環境省が定めた判定基準では、岩屋、脇田両海水浴場ともシーズン前、シーズン中ともに「水質 AA」でした。

◆令和 6 年度 海水浴場水質調査結果

水浴場	期間	pH	ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)	COD (mg/ℓ)	判定
岩屋	シーズン前	8.1~8.2	不検出	1.2	水質 AA
	シーズン中	8.1~8.2	不検出	1.5	水質 AA
脇田	シーズン前	8.1~8.2	不検出	1.3	水質 AA
	シーズン中	8.1~8.2	不検出	1.5	水質 AA

(注) 数値は 12 検体 (3 地点 × 2 回 / 日 × 2 日) の平均である。

■海水浴場調査



オ. 地下水

平成 9 年 3 月に、地下水の水質の汚濁に係る環境基準が設定されました。令和 6 年度は、地域の地下水質の概況を把握するための概況調査、汚染井戸を継続的に監視するための継続監視調査を行いました。井戸所有者には結果を通知し、環境基準を超過した井戸については、飲用しないように指導しました。

(ア)概況調査

令和 6 年度は、市内の全体的な地下水質の概況を調査するため、10 区画の井戸 (各区画 1 井戸) を対象に、環境基準項目について調査し、そのうち、2 井戸で PFOS 及び PFOA の調査を実施しました。

その結果、環境基準項目ではほう素が 1 井戸で基準値不適合でした。要監視項目では全ての井戸で指針値以下でした。

(イ)汚染井戸周辺地区調査

本調査では、概況調査において、環境基準項目であるほう素が基準値不適合であった井戸の周辺の 2 井戸を対象に、不適合項目の調査を実施しました。

その結果、いずれの井戸においてもほう素は基準値に適合していました。

(ウ)継続監視調査

令和 6 年度は、令和 5 年度に調査を実施し、汚染が確認された 16 井戸について調査しました。

四塩化炭素が 1 井戸で、テトラクロロエチレンが 3 井戸で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 3 井戸で、ひ素が 5 井戸で、ふっ素が 1 井戸で環境基準不適合でした。

主な検出物であるテトラクロロエチレンは、かつてドライクリーニングなどで多く使用されていました。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、過剰な施肥や、家畜ふん尿の不適切な処理などが原因と推定されます。

また、過去に PFOS 及び PFOA の指針値を超過した 1 井戸については、令和 6 年度の調査で指針値に適合していました。

◆令和 6 年度 地下水質調査結果

項目名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査			継続監視調査		
		調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数
環境基準項目	カドミウム	10	0	0						
	全シアン	10	0	0						
	鉛	10	3	0						
	六価クロム	10	0	0						
	ひ素	10	4	0				6	6	5
	総水銀	10	0	0						
	PCB	10	0	0						
	ジクロロメタン	10	0	0						
	四塩化炭素	10	0	0				5	1	1
	1,2-ジクロロエタン	10	0	0						
	1,1-ジクロロエチレン	10	0	0				5	0	0
	1,2-ジクロロエチレン	10	0	0				5	2	0
	1,1,1-トリクロロエタン	10	0	0						
	1,1,2-トリクロロエタン	10	0	0						
	トリクロロエチレン	10	0	0				5	2	0
	テトラクロロエチレン	10	0	0				5	3	3
	1,3-ジクロロプロベン	10	0	0						
	チウラム	10	0	0						
	シマジン	10	0	0						
	チオベンカルブ	10	0	0						
ベンゼン	10	0	0							
セレン	10	0	0							
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	8	0				3	3	3	
ふっ素	10	10	0				1	1	1	
ほう素	10	2	1	2	0	0				
クロロエチレン	10	0	0				5	0	0	
1,4-ジオキサン	10	0	0							
※	PFOS及びPFOA	2	1	0				1	1	0
井戸数		10	10	1	2	0	0	16	15	13

(注) 超過井戸数: 環境基準に定める値を超過した井戸数

※要監視項目

カ. 海域底質調査

(ア)調査目的

北九州市周辺海域の底質については、昭和 47 年度からその状況を把握するために適宜調査してきましたが、平成 3 年度から毎年実施し、底質中の水銀等健康項目の状況の推移を監視しています。平成 5 年度からトリブチルスズ化合物 (TBT) とトリフェニルスズ化合物 (TPT) の調査も行っています。

(イ)調査地点

洞海湾及びその近接水域の 4 環境基準点及び周防灘の 1 環境基準点の計 5 環境基準点で実施しました。

(ウ)調査対象物質

総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、シアン化合物、PCB、TBT、TPT、乾燥減量、強熱減量、全窒素、全燐、COD

(工)調査結果

成分試験及び溶出試験は、例年と同程度の濃度でした。

キ．海域の有機スズ化合物調査結果

北九州市では、平成 4 年度から有機スズ化合物（TBT 及び TPT）の水質調査を実施していましたが、直近 10 年間（平成 25 年度～令和 4 年度）の測定結果がすべて検出下限値未満であったこと、また、船舶安全法により平成 20 年以降日本籍船舶及び日本に入港するすべての外国船舶は、有機スズ化合物を含有する船底防汚塗料の使用が禁止されたことから、今後も検出される可能性が著しく低いと判断し、令和 4 年度をもって当該調査を終了しました。

ク．水質汚濁防止対策

(ア)法・条例による規制

公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、特定事業場からの排水水について規制を行っています。また、法を補完するものとして、条例を制定し、法対象外の工場・事業場についても規制を行っています。

規制強化の措置として、水質汚濁防止法により、全国一律の排水基準では環境基準を達成することが困難な水域においては、都道府県知事が条例で、より厳しい上乗せ規制を設定できるものとされています。北九州市では、洞海湾、響灘、関門海峡及び周防灘を含めた瀬戸内海水域、遠賀川水域及び筑前海水域について上乗せ排水基準が設定されています。

令和 7 年 3 月 31 日現在の特定事業場数及び特定施設数は、水質汚濁防止法対象の事業場 163、特定施設 509、瀬戸内海環境保全特別措置法対象の特定事業場 44、特定施設 960 です。

また、北九州市公害防止条例対象の指定事業場数は 3、指定施設数は 4 です。

(イ)水質総量規制

水質総量規制は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域的な閉鎖性海域であり、排出基準のみによつては環境基準の確保が困難である水域の水質改善を図るため、工場・事業場のみならず、生活排水等も含めた全ての汚濁発生源からの汚濁負荷量について総合的・計画的に削減を進めることを目的とした制度です。令和 4 年 1 月に環境大臣が策定した第 9 次総量削減基本方針を受けて、令和 4 年 10 月に福岡県は、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」を策定しました。

北九州市では汚濁負荷量削減を図るため、総量規制基準適用工場への監視・指導を行っています。

(ウ)地下水汚染防止対策

北九州市では、水質汚濁防止法及び福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき、有害物質を使用している工場・事業場に対し、地下水汚染防止について指導・

監視を行っています。法では、汚染された地下水による人の健康に係る被害を防止するため、地下水の水質浄化に係る措置命令等が定められています。平成 24 年 6 月 1 日に施行された改正水質汚濁防止法により、有害物質による地下水汚染の未然防止のための規定が設けられました。

(エ)事故時の措置

公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法により事故時の措置及び事故の状態や措置の概要に関する市への届出が義務づけられています。事故時の措置の対象は、当初有害物質及び油でしたが、平成 23 年 4 月の水質汚濁防止法の改正により、生活環境項目及び指定物質が追加されました。令和 5 年 2 月に、指定物質に PFOS 等の 4 物質が追加され 60 物質になりました。また、福岡県の定める条例により水質汚濁防止法の特定事業場以外の工場・事業場についても事故時の措置等が定められています。

(オ)立入検査

工場及び事業場に対しては、水質汚濁防止法の規定に基づき、排水基準の遵守状況に関する排水検査及び污水处理施設の維持管理状況等に関する確認検査を実施しています。

令和 6 年度の立入検査事業場数は、延べ 112 事業場です。



立入検査の様子

(2) 水循環の保全

ア．下水道の整備

下水道は、都市の快適な居住環境の整備と公共用水域の水質保全に欠かすことのできない生活基盤施設です。北九州市では、第 1 次下水道整備五箇年計画の初年度に当たる昭和 38 年度末での下水道普及率は、わずか 1%弱でしたが、平成 17 年度末には下水道普及率は 99.8%に達し、汚水整備については概成しました。

現在、処理施設として 5 浄化センターが稼動し、1 日当たり約 41 万 m³ の汚水を処理しており、令和 6 年度末の下水道普及率は 99.9%です。

◆人口普及率〔各区分別〕（令和 6 年度末）

行政区名	行政区内人口	処理人口	普及率
門司区	90,421 人	90,208 人	99.8%
小倉北区	176,424 人	176,148 人	99.8%
小倉南区	202,917 人	202,693 人	99.9%
若松区	78,622 人	78,341 人	99.6%
八幡東区	61,715 人	61,664 人	99.9%
八幡西区	243,831 人	243,594 人	99.9%
戸畑区	54,251 人	54,251 人	100.0%
全市域	908,181 人	906,899 人	99.9%

※人口は住民基本台帳人口の数値

■合流式下水道の改善

初期に下水道整備に着手した地区は、汚水と雨水を同じ管で排除する合流式下水道で整備されています。

合流式下水道は、雨天時に汚水の一部が未処理で川や海に放流されているため、放流先の汚濁負荷を軽減し、水環境を保全する改善事業に取り組み、令和5年度で完了しました。

■公共下水道施設の維持管理

下水道施設を安全に利用し続けるために、計画的に点検・調査を実施し、劣化や破損が確認された場合は速やかに修繕・改築を行っています。

■水洗化促進の制度

下水道法では、水洗化促進のため処理区域の告示後、生活排水等は遅滞なく公共下水道につなぐこととし、くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造することを義務づけています。

北九州市においては、個人の排水設備及び水洗化改造工事に対し、助成金及び貸付金制度を設けているほか、私道公共下水道等の制度を設け、水洗化の促進に努めています。

●水洗化普及相談員制度

未水洗家屋の家庭を訪問し、水洗化の指導と勧奨を行う

●水洗化あっせん委員制度

水洗化に関するトラブルが生じた場合、仲介を引き受ける

●私道公共下水道設置制度

私道にも公共下水道を設置する基準をつくり、水洗化を促進する

●排水設備指定工事店制度

排水設備の新設等の工事は、市が指定した工事施行業者でなければ施工できない

●排水設備責任技術者

排水設備指定工事店には、資格を持った責任技術者を必ず置く

イ. 水質管理

(ア)水質の状況

下水道の普及とともに、それまでの未処理のまま川や海へ流されていた家庭等の汚水が、浄化センターで処理されて放流されることになり、公共用水域の水質は向上してきました。

このように、浄化センターの役割は水質保全の上で非常に大きいものがあります。

令和6年度の各浄化センターの放流水は、法に基づく排水基準に適合していました。

(イ)工場排水の監視・指導状況

浄化センターへの有害物質等の流入を防止するため、特定事業場を中心に法令に基づく監視・指導を行っています。令和6年度開始時点で、届出のあった特定事業場689、その他の事業場60を対象として、立入検査を204件、水質検査を511件実施しました。

また、排出基準の違反があった事業場に対しては、改善するように行政指導しました（10件）。

5 土壌汚染対策

(1) 背景

土壌汚染は、地下水汚染とともに、新たな問題として、その対策が重要な課題となっています。市街地等においては、工場・事業場等跡地の再開発の際に土壌汚染が判明する事例が増加し、社会的関心が高まっています。

土壌については、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、平成3年に「土壌の汚染に係る環境基準（以下、土壌環境基準という）」が設定されています。

また、それまで農用地以外の市街地等については土壌汚染対策に関する法制度がなかったことから、土壌汚染による人への健康被害を防止することを目的として、平成14年5月29日に「土壌汚染対策法」が公布され、平成15年2月15日より施行されました。

その後、改正法が平成22年4月1日、平成30年4月1日、平成31年4月1日にそれぞれ施行されました。

(2) 土壌環境基準

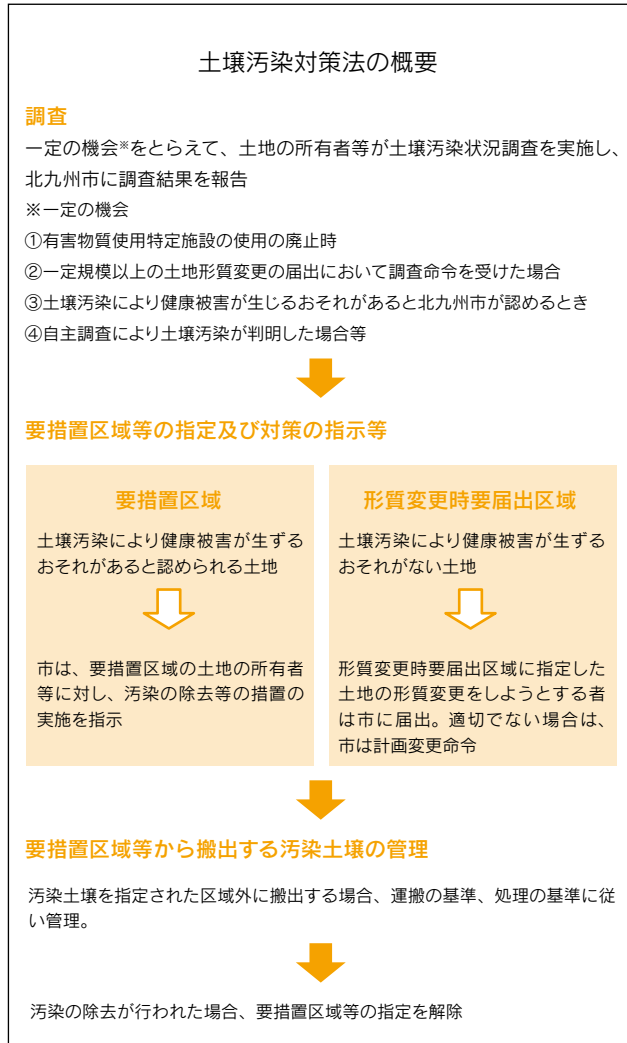
平成3年8月、公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条(現行、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条)の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として土壌環境基準が告示(平成3年環境庁告示第46号)されました。この告示の中で、土壌環境基準の項目として、カドミウム、シアン等10項目の有害物質が定められました。

さらに、平成5年3月の水質環境基準の一部改正に合わせ、平成6年2月には新たにトリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、シマジン等の農薬等15項目の追加、及びヒ素及び鉛についての土壌環境基準が強化され、また、平成13年3月には、ふっ素及びほう素が、平成29年4月1日には、クロロエチレンについて土壌環境基準が追加されました。

また、平成11年12月、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(環境基準)が告示されました(平成11年環境庁告示第68号)。

北九州市では、平成11年度から土壌中のダイオキシン類の調査を行っています。

(3) 土壌汚染対策の状況

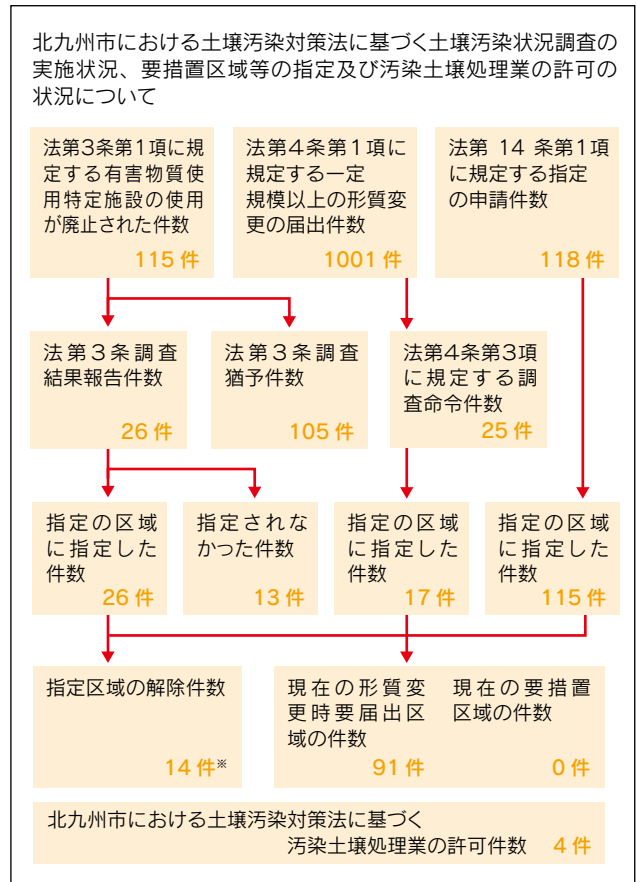


ア．土壌汚染対策法

土壌汚染対策法は、土壌の汚染状況を把握するため、一定の機会をとらえて土地所有者が調査を行い、土壌汚染による人への健康被害のおそれがある場合は措置を講ずることを定めています。

イ．土壌汚染対策法の施行状況

北九州市における土壌汚染対策法の施行状況は次のとおりです（法施行後～令和 7 年 3 月 31 日）。



※一部解除件数を除く

6 騒音・振動対策

(1) 概況

騒音・振動に関する公害問題は、近年の住宅過密化や、生活様式の多様化に伴い、対象が工場・事業場、建設作業及び自動車等からの騒音・振動だけでなく、深夜営業騒音及び法的規制のない低周波音や生活近隣騒音などに広がっています。

(2) 工場・事業場の騒音・振動

工場・事業場の事業活動に伴い、著しい騒音・振動を発生する施設については、騒音規制法、振動規制法及び北九州市公害防止条例により、施設の設置前に届出が義務付けられています。公害未然防止対策として、届出の審査や適宜法令対象工場への立入検査も行っています。

(3) 建設作業の騒音・振動

くい打作業やブレーカーを用いたはつり作業等騒音・振動の著しい建設作業は、騒音規制法、振動規制法により、特定建設作業実施届出が義務付けられています。当該届出書の提出や随時の作業現場への立入検査の際、届出者等に対して、低騒音・低振動工法の採用や周辺住民に対する十分な説明を行うよう指導しています。

◆令和6年度 主要道路自動車騒音環境基準適合状況(面的評価の結果)

		昼間適合	夜間適合	昼夜ともに適合	昼夜ともに不適合	対象戸数 (総数)
近接空間	対象戸数	59,628	59,279	58,776	3,435	63,566
	%	93.8%	93.3%	92.5%	5.4%	
非近接空間	対象戸数	60,630	60,484	60,331	742	61,525
	%	98.6%	98.3%	98.1%	1.2%	
評価範囲全体	対象戸数	120,258	119,763	119,107	4,177	125,091
	%	96.1%	95.7%	95.2%	3.3%	

(注) 環境基準：昼間(6～22時) 70dB以下、夜間(22～6時) 65dB以下
近接空間：道路端から0～20m(2車線以下は0～15m) 非近接空間：道路端から20～50m(2車線以下は15～50m)

(4) 自動車の騒音

市内主要道路沿線における自動車騒音の実態把握のため、昭和62年度から騒音測定を行っています。平成12年度からは、環境基準の達成状況について道路に面する地域における住居等の戸数やその割合を把握する、いわゆる『面的評価』を行っています。

令和2年度から令和6年度までの5年計画で市内主要道路231区間(総延長約500km)の評価を行いました。

令和6年度は、44区間(総延長約100km)について環境基準の適合状況を評価しました(騒音測定を実施した区間は13区間)。

その結果、評価対象となる全住居戸数125,091戸のうち、昼間においては120,258戸(96.1%)、夜間においては119,763戸(95.7%)、昼夜ともににおいては119,107戸(95.2%)が環境基準に適合していました。

評価結果については、道路管理者及び関係行政機関に通知し、道路構造の改善など騒音の減少対策について要請しています。

(5) 新幹線鉄道の騒音・振動

市内の山陽新幹線の沿線地域はトンネル部分を除いて「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の地域類型のあてはめが行われています。

調査の結果、騒音については、測定を実施した5地区19地点のうち12地点で環境基準に適合し、7地点で不適合でした。振動については指針値「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」を超える地点はありませんでした。

北九州市では、西日本旅客鉄道株式会社に測定結果を通知し、環境基準を超える地域について一層の騒音低減対策を要請しています。なお、西日本旅客鉄道株式会社では発生源騒音対策として、地上設備においては、レールの削正、吸音板の設置などを行っており、また車両においては、先頭形状の改良、低騒音パンタグラフの採用など低騒音化に取り組んでいると聞いています。

◆令和6年度 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

地区 番号	地区名	場 所	軌道 構造	測定日	騒音（デシベル）							振動（デシベル）			列車 速度 (km/h)
					環境基準		測定値					指 針 値	測定値		
					地域 類型	基準値	12.5m	25m	50m	100m	200m		12.5m	25m	
①	富 野	小倉北区上富野一丁目	高架	R6.12.9	I	70	△71	69	66	-	-	70	41	38	107
②	日 明	小倉北区平松町	高架	R7.1.22	II	75	67	65	62	-	-	70	49	48	129
③	小 嶺	八幡西区小嶺三丁目	盛土	R7.2.14	I	70	△72	△71	69	69	-	70	59	51	254
④	茶屋の原	八幡西区茶屋の原四丁目	盛土	R7.1.30	I	70	70	70	70	67	-	70	53	52	243
⑤	楠 橋	八幡西区大字楠橋	盛土	R6.12.20	I	70	△75	△75	△73	△71	68	70	64	62	247

△ 騒音の環境基準または振動の指針値に不適合

(6) 航空機の騒音

若松区及び八幡西区の全域は、航空自衛隊芦屋基地の「航空機騒音に係る環境基準」の地域類型のあてはめが行われています。八幡西区の一部は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条で規定する住宅防音工事助成対象区域（以下「第一種区域」という。）に指定されています。

市内 12 カ所の測定地点のうち、令和 6 年度は 6 カ所の騒音測定を行い、環境基準の適合状況を把握しました。その結果 6 地点全てで環境基準に適合していました。なお、残りの 6 地点は前年度に測定を行っており、全て適合していました。

北九州市では、調査結果を九州防衛局に通知して一層の配慮を求めるとともに、環境基準に適合している地点においても、周辺住民からの苦情が依然として寄せられていることから、防衛省への第一種区域など補助対象区域の拡大、環境省への評価方法等の再検討を要望しています。

(7) 近隣騒音等

近年、低周波音による苦情、またエアコン室外機の稼働音や自動車のアイドリングの音などのいわゆる近隣騒音等による苦情が増加しています。

これらは法の規制が及ばないため、苦情解決については、関係者の協力が必要です。市は当事者双方の話し合いや、調停などの助言を行うとともに、市民への啓発活動に努めています。

また、深夜営業騒音については福岡県の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」及び「騒音防止条例」等に基づき、所轄の警察署で対応を行っています。

◆令和 6 年度 芦屋基地航空機騒音測定結果

行政区	地点番号	測定地点		防衛施設 周辺の 区域指定	環境基準		測定値 [Lden]	ピークレ ベル平均 [dB]	一日平均 騒音識別 回数	評価期間
					地域 類型	基準値 [Lden]				
八幡西区	1	八幡西区浅川日の峯二丁目	浅川児童館	—	I	57	52	78	28.0	通年
	2	八幡西区三ツ頭二丁目	交通局向田営業所	—	II	62	51	76	37.6	R6.9.26 ~ R6.12.4
	(3)	八幡西区大字浅川	日峰配水池	第一種	II	62	49	76	23.9	R5.12.1 ~ R6.1.21
	4	八幡西区浅川台三丁目	水洗公園	第一種	II	62	57	83	46.2	R6.6.15 ~ R6.8.23
	(5)	八幡西区日吉台一丁目	折尾西市民センター	—	I	57	37	74	3.0	R5.6.15 ~ R5.8.27
	(6)	八幡西区自由ヶ丘	九州共立大学	—	I	57	52	78	22.2	R5.6.15 ~ R5.8.27
	7	八幡西区日吉台一丁目	民間住宅	—	I	57	41	75	5.9	R7.2.5 ~ R7.4.15
	(8)	八幡西区浅川学園台二丁目	浅川中学校	—	II	62	44	75	11.2	R5.9.4 ~ R5.11.13
若松区	(9)	若松区高須西二丁目	民間住宅	—	I	57	51	76	34.3	R5.12.1 ~ R6.2.8
	10	若松区高須東四丁目	高須小学校	—	I	57	46	75	15.3	R6.9.27 ~ R6.12.5
	(11)	若松区青葉台西三丁目	青葉小学校	—	I	57	50	75	30.7	R5.9.4 ~ R5.11.13
	12	若松区東二島五丁目	二島小学校	—	I	57	41	84	0.7	R6.6.15 ~ R6.8.23

※（ ）は前年度に測定を行った地点

(1) 悪臭の要因

悪臭は、一般に臭気を有する多種類の物質によって構成されていることが多く、工場・事業場から発生する特有な臭いは、人の嗅覚に直接作用し、時には不快な臭いとなつて、周辺住民の生活環境を損なうものとなっています。

北九州市では、住宅地が郊外部へ拡大していることや住工混在地域が多いこと、さらに身近な環境に対する市民の関心が高まっていることなどから、多種多様な悪臭公害が顕在化してきています。

(2) 悪臭の現況

平成 27 年から令和 6 年度までの過去 10 年間の悪臭に係る苦情件数は、以下のとおりです。令和 6 年度の苦情件数は、令和 5 年度と比べて 2 件増加しています。

また、令和 6 年度の悪臭の原因が店舗や家庭など、工場に起因しない、いわゆる都市・生活型に分類される苦情は、悪臭苦情全体の 40% を占める 23 件でした。

◆悪臭に係る苦情件数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
苦情件数	60	61	59	91	87	82	48	62	55	57
行政指導件数	1	1	0	0	0	0	0	1	2	0

(3) 悪臭防止対策

昭和 46 年 6 月の悪臭防止法制定、翌月 5 月の法施行により、悪臭に係る規制が開始されました。北九州市では、これを受け昭和 47 年度に規制地域及び規制基準設定のための調査を開始し、昭和 48 年 8 月、市内全域を規制地域に指定するとともに、アンモニア等 5 物質について、法で定められた規制基準の範囲のうち、最も厳しい数値を規制基準として設定しました。

また、昭和 51 年 9 月及び平成元年 9 月に悪臭防止法施行令が改正され、二硫化メチル等 7 物質が、さらに平成 5 年 6 月にトルエン、キシレン等 10 物質が新たに特定悪臭物質に追加指定されましたが、これら特定悪臭物質についても、改正施行令施行後、基準設定調査を行い、アンモニア 5 物質と同様、最も厳しい規制基準を設定しました。

さらに、平成 6 年 4 月に悪臭防止法施行規則が改正され、排出水中に含まれるメチルメルカプタン、硫化水素等硫黄系 4 物質に係る規制基準の設定方法が定められましたが、これらの特定悪臭物質についても、平成 8 年 4 月に規制基準を設定しました。規制対象の特定悪臭物質の規制基準は以下のとおりです。

◆特定悪臭物質の規制基準

特定悪臭物質	規 制 基 準			
	敷地境界	排出水中		気体排出口
	規制基準 (ppm)	排出水量	規制基準 (mg/l)	規制の有 無
メチルメルカプタン	0.002	0.001m ³ /秒以下	0.03	—
		0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.007	
		0.1m ³ /秒を超える	0.002	
硫化水素	0.02	0.001m ³ /秒以下	0.1	有
		0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.02	
		0.1m ³ /秒を超える	0.005	
硫化メチル	0.01	0.001m ³ /秒以下	0.3	—
		0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.07	
		0.1m ³ /秒を超える	0.01	
二硫化メチル	0.009	0.001m ³ /秒以下	0.6	—
		0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下	0.1	
		0.1m ³ /秒を超える	0.03	
トリメチルアミン	0.005	—	—	有
アンモニア	1.0	—	—	有
ホルマル酸	0.001	—	—	—
イソ吉草酸	0.001	—	—	—
ホルマル吉草酸	0.0009	—	—	—
プロピオン酸	0.03	—	—	—
アセトアルデヒド	0.05	—	—	—
プロピオンアルデヒド	0.05	—	—	有
ホルマルブチルアルデヒド	0.009	—	—	有
イソブチルアルデヒド	0.02	—	—	有
ホルマルバレリルアルデヒド	0.009	—	—	有
イソバレリルアルデヒド	0.003	—	—	有
イソブタノール	0.9	—	—	有
酢酸エチル	3.0	—	—	有
メチルイソブチルケトン	1.0	—	—	有
トルエン	10.0	—	—	有
キシレン	1.0	—	—	有
スチレン	0.4	—	—	—

北九州市では、悪臭発生工場・事業場における悪臭規制基準の適合状況を確認するため、立入検査や悪臭測定を実施する等、発生源に対する監視・指導を行っています。令和 6 年度の悪臭測定の実施状況は、以下のとおりです。

悪臭測定の結果、令和 6 年度は全ての施設で規制基準に適合していました。

◆令和 6 年度 悪臭測定実施状況

発生源業種	工場・事業場数
飼料・肥料工場	2
水産食料品製造工場	1
廃棄物処理事業場	1
計	4

8 工場・事業場における環境保全対策への取組の推進

(1) 背景

北九州市では、市民の生活環境を保全するため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の環境法令に基づき、市内の工場・事業場に対して立入検査を行い、法令遵守の状況を確認しています。公害防止・環境保全への取り組みの一環として、平成27年度から新たに「環境保全セミナー」を開催することとしました。本セミナーは、工場・事業場に対して、法の内容や指導事例などの理解の徹底を図り、法令遵守意識を高め、不祥事の防止につなげることを目的としています。

(2) 開催概要

環境法令遵守意識の高揚や不祥事の発生防止を目的とし、最近の法改正内容の紹介や工場・事業場への立入検査の実施状況、指導事例の紹介等を行いました。

令和6年度のセミナーの実施方法は、市内の大気分野及び水質分野の大規模排出事業者を対象とした動画配信としました。

◆環境保全セミナー開催状況

	集 合
動画配信期間	令和7年1月6日～
視聴状況調査期間	令和7年1月6日～令和7年2月28日
視聴事業所数	28
視聴人数	33

(3) 今後の取組

社会情勢や環境問題の推移等に応じて、引き続き取組を実施していきます。

9 公害に関する苦情・要望

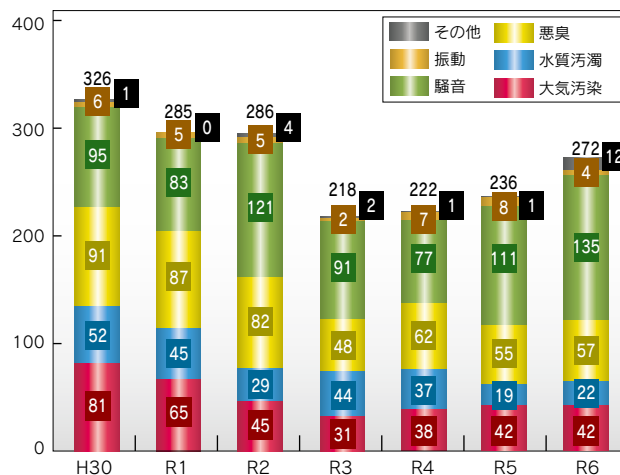
公害に関する苦情・要望は、公害の発生状況を知るうえで重要な指標のひとつです。公害が発生した場合、当事者間の話し合いなどで解決する例もありますが、大部分は苦情・要望として行政機関へ持ち込まれています。

北九州市では、市民からの苦情・要望に対して、迅速・確な処理を行い、その解決を図るよう努めています。

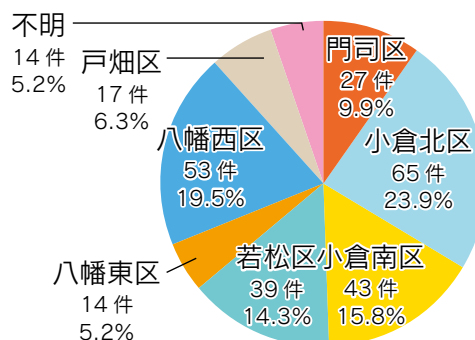
(1) 苦情・要望の推移

令和6年度に申し立てられた公害に関する苦情・要望件数の総数は272件（令和5年度236件）ありました。苦情件数は、前年に比べると36件増加しています。

◆種類別（苦情・要望）の経年変化



◆行政区別の苦情・要望状況（令和6年度）

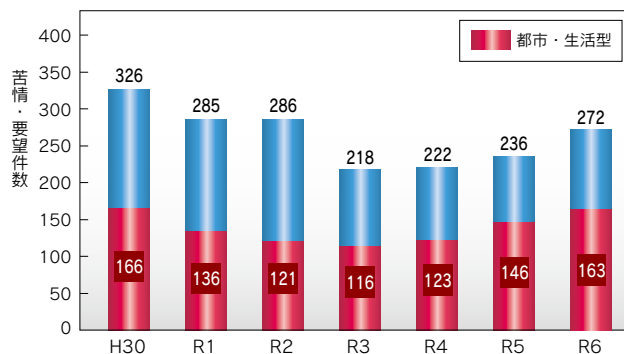


(2) 最近における苦情・要望の特徴

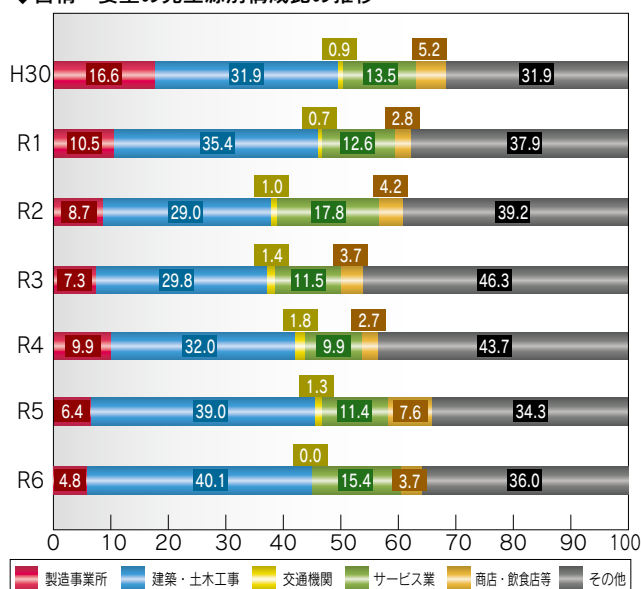
産業公害の沈静化とともに、住宅・商業地域などにおいて、市民生活に関連した冷暖房設備、生活排水、廃棄物、交通機関、建設工事などの苦情が多く寄せられるようになってきました。これは、「都市・生活型の苦情」とされています。

令和6年度の都市・生活型苦情・要望件数は、163件で、全体の60%を占めています。

◆都市・生活型苦情・要望件数の経年変化



◆ 苦情・要望の発生源別構成比の推移



(3) 苦情・要望への対応

市民からの苦情・要望の申し立てがあった場合、当事者への事情聴取や現地調査を行っています。その結果、法律・条例の違反があれば、発生源に対して施設や作業方法の改善などを指導しています。

また、関係部局との連携を図りつつ、苦情の解決にあたっています。

10 環境影響評価制度

環境影響評価、いわゆる環境アセスメントは、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、必要に応じて事業内容を見直すなど、適正な環境保全対策を講じようとするものです。

(1) 背景、経緯、目的

我が国においては、昭和47年6月に「各種公共事業に係る環境保全対策について」が閣議了解されて以来、「公有水面埋立法」等の個別法、各省庁による行政指導及び地方公共団体の条例・要綱などにより環境影響評価が実施されてきました。

昭和59年8月には、「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、国が関与する大規模な事業に係る統一ルールとして、「環境影響評価実施要領」（以下、「閣議決定要綱」という。）が定められました。

その後、国においては平成5年に「環境基本法」が制定され、同法において初めて国全体の施策として環境影響評価が法律上位置づけられました。同法の制定を受けて、国では関係省庁が一体となって、環境影響評価制度を巡る課題を横断的、総合的に分析し、その結果、平成9年6月に「環境影響評価法」が成立しました。

環境影響評価法は、従来の行政指導により行われてきた閣議決定要綱に基づく制度では不十分とされた環境影響評価を大幅に見直し、事業者、住民、地方公共団体等広範な主体の役割や手続きを明確にするため、法律による制度が必要であるとの観点から制定されました。

一方、地方自治体においても、環境影響評価法の制定を受けて、環境影響評価条例等の制定が積極的に行われました。

その結果、法と条例の一体的な運用を通じ環境の保全に配慮した事業の実施が確保されるようになりました。法の施行から10年以上が経過し、法の運用から明らかになった課題（戦略的環境アセスメントの導入等）や社会情勢の変化（生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、情報技術の進展等）に対応する必要性が生じてきたことから、平成23年4月に法改正が行われました。この改正では、事業の計画段階から環境配慮の検討を行う手続（計画段階環境配慮書手続き）や、より多くの関係者との情報交流を促進するための制度等が拡充されました（平成25年4月完全施行）。

(2) 北九州市の取組

北九州市の環境影響評価制度としては、昭和62年に「北九州市環境管理計画運用指針」を策定し、各種の事業・計画の実施に当たり、環境影響評価が行われていましたが、さらに万全を期す観点から条例の制定が必要であると判断し、平成10年3月に「北九州市環境影響評価条例」を制定し、平成11年6月に施行しました。条例では、学識経験者等専門家による審査、事後調査計画書の作成などの法にはない規定を盛り込みました。

その後、平成23年4月の法改正による制度拡充に伴い、平成25年3月及び6月に条例を一部改正し計画段階環境配慮書の手続きを導入しました。その他にも、公聴会の開催などを新たに盛り込むとともに、風力発電事業や太陽電池発電事業を対象事業として追加するなど、事業者、市民、行政が一体となって最大限の環境保全対策を図ることができる制度となっています。

北九州市では、法及び条例施行後、令和6年度末までに、配慮書18件、方法書33件及び準備書29件の審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から市長意見を提出しました。環境影響評価が実施された事業は、下表のとおりです。

◆ 近年の環境影響評価の実施状況

評価開始年度	事業名	事業者
平成30	ひびき天然ガス発電所（仮称）設置計画	西部ガス株式会社
令和元	（仮称）新・日明工場建設事業	北九州市
	（仮称）新門司バイオマス発電所建設事業	新門司バイオマス発電所1合同会社
令和3	北九州響灘洋上ウインドファーム（仮称）	ひびきウインドエナジー株式会社
	黒崎バイオマス発電施設設備事業	黒崎バイオエナジー合同会社
令和5	北九州空港滑走路延長事業	国土交通省大阪航空局 国土交通省九州地方整備局

(3) 今後の取組

近年、脱炭素社会の実現に向けて、風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入が進んでおり、事業に対し、環境への適正な配慮を求めていく必要があります。今後も環境影響評価制度を適切に運用し、環境影響の低減を図るため、地域の環境情報や環境保全対策に係る最新の科学的知見等について情報収集に努めていきます。また、事業者が行う環境影響評価に対しては、事業の特性を的確に把握し、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から適正な市長意見を述べることなどを通じて、環境影響の未然防止に努めていきます。

11 北九州市環境配慮指針

(1) 背景

北九州市では、様々な開発事業において環境配慮を推進することを「北九州市環境基本条例」や「北九州市環境基本計画」に規定しています。大規模な事業の実施に当たっては、「環境影響評価法」や「北九州市環境影響評価条例」に基づく環境保全対策等が義務付けられています。

一方、小規模な事業など環境影響評価条例等の適用を受けない事業についても、環境配慮を行う仕組み（制度）が必要です。

(2) 北九州市の取組

開発事業者が環境影響評価や環境保全への配慮の検討を行うにあたり、その手引となるよう「北九州市環境配慮指針～開発事業における環境保全への配慮の手引き～」を、平成18年9月に策定しました。

現在、市が実施する開発事業については、この指針を活用した環境配慮チェック制度を導入しています。

基本施策 5 化学物質や有害物質の適正処理・適正管理

1 PRTR 制度

ア.PRTR 制度とは

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、環境中への排出量や廃棄物としての移動量を、事業者自らが把握及びデータ報告を行い、国がその結果を集計・公表するものです。

イ.PRTR 法制定の背景

平成 4 年、国連環境開発会議（地球サミット）で、PRTR の位置付けや背景となる考え方等が示され、PRTR の重要性が認められることとなりました。その後、平成 8 年に経済協力開発機構（OECD）の理事会により、加盟国が PRTR 制度を導入するように勧告が行われたことを受けて、諸外国では、多数の国々で実施や導入の検討が行われています。

日本では平成 11 年 7 月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（いわゆる PRTR 法）」が公布され、その中では 354 の化学物質が対象物質として指定されました。その後、平成 13 年 4 月からは事業者による排出量・移動量の把握が開始され、その把握内容について翌年度に最初の報告が行われました。PRTR 法施行令の改正（令和 3 年 10 月公布）により、令和 5 年 4 月 1 日から対象となる化学物質は 515 物質となりました。

ウ.PRTR の届出

平成 14 年度から法律に基づく PRTR に関する北九州市への届出が行われており、令和 6 年度の届出（前年度の排出量・移動量を報告）は 239 件でした。それを集計した結果、環境への排出量が 978 トンで全国排出量の 0.7%、事業所外への移動量が 10,034 トンで全国移動量の 3.8%でした。

このうち、市内で最も排出量・移動量の多かった業種は、鉄鋼業でした。

◆排出量・移動量の上位 5 物質とその量 (t/年)

第一種指定化学物質	総合計（排出量 移動量）
マンガン及びその化合物	5,300（ 8 5,291）
クロム及び三価クロム化合物	2,901（ 0 2,901）
トルエン	539（ 351 188）
フェノール	318（ 8 310）
炭化けい素	279（ 0 279）

◆排出量・移動量の上位 5 業種とその量 (t/年)

業 種	総合計（排出量 移動量）
鉄鋼業	8,536（ 75 8,460）
化学工業	1,273（ 85 1,188）
金属製品製造業	304（ 165 139）
窯業・土石製品製造業	221（ 203 19）
出版・印刷・同関連産業	151（ 132 19）

2 化学物質対策

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとして、その環境汚染を防止するために平成 12 年 1 月 15 日からダイオキシン類対策特別措置法が施行されました。この法律では、施策の指標とすべき耐容一日摂取量（人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない 1 日当たりの摂取量）を 4 ピコグラム（TEQ/kg/日）以下と定め、大気、水質及び土壌に係る環境基準、規制対象となる特定施設からの排出ガス及び排水に係る排出基準、廃棄物焼却炉のばいじん・焼却灰等の処理基準などが規定されています。また、国が削減計画を策定すること、自治体が環境汚染状況についての調査測定を実施し結果の公表をすること、特定施設の設置者が排出ガス・排水を測定し自治体に報告することが義務づけられています。

令和 6 年度は、大気、公共用水域（河川・海域・湖沼）及び地下水、底質（河川・海域・湖沼）及び土壌についての環境基準適合状況を調査しました。

発生源対策としては、特定施設の設置者に対し、排出ガス、排水、ばいじん及び焼却灰の測定結果の報告を求め、その結果を公表しました。また、特定施設の設置事業場への立入検査を行い、排出ガスなどについて検査（行政検査）を実施しました。

ア.環境基準

◆ダイオキシン類の環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質	年間平均値 1pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値です。
2) 土壌については、汚染の進行防止等の観点から、基準が達成されている場合であっても、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施すること。

環境省告示第 68 号 (H11.12.27) 環境省告示第 89 号 (R4.11.25) 改正

イ. 一般環境の状況

(ア) 大気

大気については、一般環境大気測定局 4 箇所において年 4 回又は 2 回測定を行いました。各観測地点の測定結果（年平均値）は、いずれも環境基準（0.6pg-TEQ/m³以下）に適合していました。

◆令和 6 年度 一般環境大気中のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/m³

測定地点	5 月	8 月	11 月	2 月	平均値
門司区（松ヶ江）	-	0.0058	-	0.0086	0.0072
小倉南区（企救丘）	-	0.0056	-	0.010	0.0078
若松区（若松）	0.0080	0.0085	0.012	0.015	0.011
八幡西区（黒崎）	-	0.0082	-	0.0089	0.0086
（ ）は、一般環境大気測定局名					全市平均 0.0087

(イ) 公共用水域の水質

水質については、海域の環境基準点 5 地点、各河川の最下流の環境基準点 15 地点及び湖沼の環境基準点 1 地点、計 21 地点において測定を行いました。各観測地点の測定結果は、海域、河川及び湖沼とも全地点で環境基準（1pg-TEQ/ℓ以下）に適合していました。

(ウ) 地下水

地下水については、市内 1 地点において年 1 回測定を行いました。観測地点の測定結果は、環境基準（1pg-TEQ/ℓ以下）に適合していました。

(エ) 底質

底質については、海域の環境基準点 3 地点、河川の環境基準点 1 地点及び湖沼の環境基準点 1 地点の計 5 地点において年 1 回測定を行いました。各観測地点の調査結果は、海域、河川及び湖沼とも全地点で環境基準（150pg-TEQ/g 以下）に適合していました。

◆令和 6 年度 海域・河川及び湖沼のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/ℓ

調査地点			測定値
水域区分	海域・河川・湖沼名	地点名	
海 域	洞海湾	D2	0.14
		D6	0.11
	響灘	H1	0.054
		H5	0.039
	周防灘	S-1	0.039
河 川	江川	R-1 栄橋	0.11
	新々堀川	R-2 本陣橋	0.38
	紫川	R-7 勝山橋	0.11
	板櫃川	R-11 新港橋	0.20
	撥川	R-13 JR 引込線横の橋	0.059
	割子川	R-15 JR 鉄橋下	0.080
	金手川	R-19 洞北橋	0.094
	奥畑川	R-20 宮前橋	0.076
	竹馬川	R-21 新開橋	0.35
	清滝川	R-22 暗渠入口	0.24
	大川	R-23 大里橋	0.064
	村中川	R-24 村中川橋	0.057
	江川	R-25 江川橋	0.17
	貫川	R-26 神田橋	0.27
	相割川	R-27 恒見橋	0.50
湖 沼	ます淵ダム	ダムサイト	0.039

◆令和 6 年度 地下水のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/ℓ

調査地点	測定値
小倉北区 井堀	0.12

◆令和 6 年度 底質のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/g・dry

調査地点			測定値
水域区分	海域・河川・湖沼	地点名	
海 域	洞海湾	D2	19
		D6	24
	周防灘	S-1	7.0
河 川	江川	栄橋	6.6
湖 沼	ます淵ダム	ダムサイト	6.7

(オ) 土壌

土壌については、市内 5 地点において年 1 回測定を行いました。各観測地点の調査結果は、環境基準（1,000pg-TEQ/g 以下）に全て適合していました。

◆令和 6 年度 土壌のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/g・dry

調査地点	測定値
門司区 吉志五丁目	0.0030
若松区 西小石町	0.20
若松区 蟹住	0.20
八幡東区 中尾三丁目	0.0037
八幡西区 西鳴水二丁目	0.019

ウ．発生源の状況及び指導

(ア) ダイオキシン類対策特別措置法対象事業場の概要

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（大気基準適用施設、水質基準対象施設）及び瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸法）対象事業場の状況は次の表のとおりです。

◆ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況

（令和7年3月31日現在）

	施設名	設置状況		
		事業場数	施設数	
大気基準適用施設	鉄鋼用焼結炉	1	1	
	製鋼用電気炉	4	4	
	アルミ溶解炉	2	2	
	廃棄物 焼却炉	4t／時以上	21	14
		2t／時以上～4t／時未満		3
2t／時未満		13		
水質基準対象施設	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	2	3	
	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰貯留施設	13	67	
	廃 PCB 又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	1	6	
	下水道終末処理施設	3	4	
	他の事業場から排出される汚水等の処理施設	0	1	
瀬戸法対象事業場	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰貯留施設	1	15	

※複数の特定施設を有する事業場は、大気・水質毎にその事業場の代表となる特定施設の欄のみに事業場数を計上しています。

(イ) 発生源の状況及び指導

a. 一般廃棄物の焼却工場等

市の一般廃棄物焼却工場 3 工場の排出ガス、ばいじん、焼却灰及び排水処理汚泥を対象に測定を実施しました。

(a) 排出ガス

全施設とも排出基準（新門司工場は 0.1ng-TEQ/m³N 以下、日明・皇后崎工場は 1ng-TEQ/m³N 以下）に適合していました。

◆令和6年度 焼却工場の排出ガス中のダイオキシン類濃度

単位：ng-TEQ/m³N

焼却工場名	施設名	測定値
新門司工場	1号炉	0.0019
	2号炉	0.00013
	3号炉	0.0036
日明工場	1号炉	0.15
	2号炉	0.19
	3号炉	0.18
皇后崎工場	1号炉	0.00014
	2号炉	0.00067
	3号炉	0.00022

(b) 焼却灰、ばいじん及び排水処理汚泥

焼却灰、ばいじん及び排水処理汚泥については、3 工場とも判定基準（3ng-TEQ/g 以下）に適合していました。

◆令和6年度 焼却工場の焼却灰、ばいじんに含まれるダイオキシン類濃度

単位：ng-TEQ/g

焼却工場名	焼却灰	ばいじん	排水処理汚泥
新門司工場	0(熔融スラグ) 0(熔融メタル)	0.28	排水処理汚泥なし
日明工場	0.043	1.2	0.15
皇后崎工場	0.00079	0.15	0.0016

b. 立入検査

(a) 立入検査

工場・事業場への立入検査は、ダイオキシン類対策特別措置法第 34 条の規定に基づき実施しました。

◆令和6年度 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査の実施状況

	工場・事業場数	施設数
大気基準適用施設	23	39
水質基準対象施設 (瀬戸法対象事業場を含む。)	4	18

(b) 排出ガスの監視測定

3 事業場の 4 施設の排出ガスを測定した結果、全ての施設で排出基準に適合していました。

◆令和6年度 排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果

単位：ng-TEQ/m³N

施 設 名			報告数		測定値	排出基準値
			事業所数	施設数		
廃棄物焼却炉	4t/ 時以上	既設	1	1	0.0013	1
		新設	1	1	0.0029	0.1
	2t/ 時以上～ 4t/ 時未満	新設	1	1	0.042	1
		2t/ 時未満	新設	1	1	0.13

(c) 事業場排水の監視測定

1 事業場の 1 排水口について測定した結果は、排出基準（10pg-TEQ/ℓ 以下）に適合していました。

◆令和6年度 事業場排水中のダイオキシン類濃度の測定結果

単位：pg-TEQ/ℓ

事業場数	排水口数	測定値
1	1	0.24

(d) 管理型最終処分場の放流水

市内 4 ケ所の管理型最終処分場の放流水については、いずれも維持管理基準（10pg-TEQ/ℓ 以下）に適合していました。

◆令和6年度 廃棄物処分場の放流水中のダイオキシン類濃度

単位：pg-TEQ/ℓ

処分場数	測定値
4	0.00012～3.3

c. 事業者自主測定の結果

(a) 大気基準適用施設に係る排出ガス

ダイオキシン類対策特別措置法の対象 26 事業場（44 施設）のうち、休止中施設等を除く 23 事業場（37 施設）から報告があり、1 施設で基準を超過していたため、原因調査と改善対策の実施を指導しました。

(b)水質基準対象施設に係る排水

4 事業場 (5 排水口) から報告があり、全ての排水口で排水基準 (10pg-TEQ/ℓ 以下) に適合していました。

(c)廃棄物焼却炉に係るばいじん等

廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等については、判定基準 (3ng-TEQ/g 以下) を超えるものは特別管理廃棄物としてセメント固化処理等の安定化処理をして最終処分することが義務付けられています。

令和 6 年度は、ばいじん (16 事業場 23 施設) 及び焼却灰 (12 事業場 23 施設) について自主測定の結果があり、全て判定基準に適合していました。

◆令和 6 年度 大気基準適用施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果
単位: ng-TEQ/m³N

施設名		報告数		測定値	排出基準値	排出基準不適合施設数
		事業場数	施設数			
鉄鋼用焼結炉	既設	1	1	0.025	1	0
製鋼用電気炉	既設	2	2	0.012 ~ 0.33	5	0
	新設	2	2	0.0012 ~ 0.0015	0.5	0
アルミ焙焼炉・溶解炉	既設	1	1	0.011	5	0
	新設	1	1	0.075	1	0
廃棄物焼却炉	4t/時以上	既設	4	0.00014 ~ 0.19	1	0
		新設	2	0.00013 ~ 0.0036	0.1	0
	2t/時以上 ～4t/時未満	既設	1	0.027	5	0
		新設	2	0.0080 ~ 0.0088	1	0
	2t/時未満	既設	5	0.0023 ~ 0.16	10	0
		新設	7	0.0000017 ~ 8.1	5	1

◆令和 6 年度 水質基準対象施設に係る排水水中のダイオキシン類濃度
単位: pg-TEQ/ℓ

施設名		廃棄物焼却炉の廃ガス 洗浄施設、湿式集じん施設	下水道終末処理施設
報告数	事業場数	1	3
	排水口数	1	4
最小～最大		1.1	0.00011 ~ 0.0041
基準値		10	10
基準不適合排水口数		0	0

◆令和 6 年度 廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類濃度
単位: ng-TEQ/g

施設名	項目	報告数		最小 ～最大	特別管理廃棄物の 判定基準値 (平成 14.12.1～)
		事業場数	施設数		
廃棄物 焼却炉	ばいじん	16	23	0 ~ 1.2	3
	焼却灰	12	23	0 ~ 0.58	

◆令和 6 年度 公共用水域における内分泌かく乱物質監視・測定結果

測定項目	河川		湖沼		海域		検出下限 (μg/ℓ)	予測無影響 濃度※1 (μg/ℓ)
	検出数 / 検体数	検出濃度範囲 (μg/ℓ)	検出数 / 検体数	検出濃度範囲 (μg/ℓ)	検出数 / 検体数	検出濃度 (μg/ℓ)		
4-tert-オクチルフェノール	0 / 5	ND	0 / 1	ND	0 / 7	ND	0.005	0.992
ビスフェノールA	4 / 5	ND ~ 0.02	0 / 1	ND	2 / 7	ND ~ 0.03	0.01	47 ¹⁾ , 24.7 ²⁾

ライフサイクル試験※2の 1) パーシャルライフサイクル試験による。 2) フルライフサイクル試験による。

- ※1 予測無影響濃度とは、魚類へ害を及ぼさない最大の濃度 (最大無作用濃度) に、10 倍の安全率を乗じて設定された濃度であり、各物質の予測無影響濃度は、以下の環境省の資料から引用した。
・平成 13, 14, 16 年度第 1 回内分泌かく乱化学物質問題検討会資料
- ※2 ライフサイクル試験とは、卵から成熟するまで試験物質を含む水の中で魚を育て、ビテロジェニン産生や生殖能力の変化などを観察する試験方法で、パーシャルライフサイクル試験 (受精卵から孵化後 60 日まで曝露させる) とフルライフサイクル試験 (受精卵から孵化後 100 日まで曝露させるとともに次世代への影響を調べる) がある。

(2) 内分泌かく乱化学物質 (環境ホルモン)

環境省の調査により魚類等への影響が確認された 4-tert-オクチルフェノール及びビスフェノール A の 2 物質について、公共用水域 (海域・河川及び湖沼) における存在実態を把握するため、平成 17 年度より環境調査を実施しています。

ア. 調査方法

(ア)調査時期

河川: 令和 6 年 12 月 3 日

湖沼: 令和 6 年 12 月 4 日

海域: 令和 6 年 12 月 2 日及び 12 月 9 日

(イ)調査地点

北九州市内の公共用水域における環境基準点 (河川 5 地点、湖沼 1 地点及び海域 7 地点)

イ. 調査結果

ビスフェノール A が河川 4 地点及び海域 2 地点で検出されましたが、いずれも予測無影響濃度 (※ 1) を下回っており、公共用水域における魚類等への影響はないものと考えられます。

3 PCB 処理事業

ア. 背景

ポリ塩化ビフェニル（以下 PCB）は、安定性や絶縁性に優れ、かつて変圧器やコンデンサーの絶縁油などに使用されてきましたが、人体や環境に与える悪影響が判明し、昭和 47 年に製造が中止されました。その後も、適正に処理する施設がなく、30 年にわたる保管の間に紛失や漏出などが生じたケースもあり、PCB による環境汚染は、地球規模の問題となっています。

我が国でも「PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の制定、広域拠点施設の整備に向けた「環境事業団法」の改正などが平成 13 年に行われ、PCB の適正処理にかかる制度が整えられました。

なお、環境事業団は平成 16 年 4 月 1 日に解散し、PCB 廃棄物処理事業に係る業務等は、「日本環境安全事業株式会社法」により設立された日本環境安全事業株式会社へ継承されました。（平成 26 年 12 月 24 日に中間貯蔵・環境安全事業株式会社に改組）

イ. これまでの取組

北九州市は、平成 12 年 12 月、国から西日本 17 県を対象エリアとする PCB 処理施設の立地要請を受け、立地の可否についての検討に着手しました。

まず、専門家による「北九州市 PCB 処理安全性検討委員会」を設置し、安全性確保や情報公開などについて約半年にわたる検討を行うとともに 100 回を超える市民説明会を開催しました。

こうした取組を経て、安全性検討委員会の提言や寄せられた市民の意見、市議会での議論を踏まえ、PCB 処理施設立地にあつての条件をとりまとめました。平成 13 年 10 月 11 日、この条件を国に提示したところ、国から「安全性確保には万全を期して、事業を実施する」など北九州市の条件を遵守する旨の回答があり、我が国初の広域的な PCB 処理施設の北九州市への立地が決定しました。

北九州市は、本事業において事業主体である日本環境安全事業株式会社（現・中間貯蔵・環境安全事業株式会社）を監視・指導する立場であり、着工に先立ち環境基本条例に基づく環境保全協定を締結しました。

さらに、市民の安心感・信頼感のもと安全かつ適正に事業が行われるように、専門家・市民による「北九州市 PCB 処理監視委員会（現・北九州市 PCB 処理監視会議）」を平成 14 年 2 月に設置し、施設の計画、建設、操業の各段階を通して監視を行うこととしています（令和 7 年 3 月 31 日現在 53 回開催）。監視会議は、法的な権限は無いものの、施設への立入や書類の閲覧等を行い、必要に応じ市に意見を述べることとしています。また、安全性検討委員会と同様に情報公開を進めており、その内容はホームページや PCB 処理だよりなどを通じて広く市民に周知しています。

処理施設は第 1 期と第 2 期に分けて整備され、平成 16 年 12 月から第 1 期施設において変圧器及びコンデン

サー等の処理が開始されました。また、平成 21 年 7 月には第 2 期施設の操業が開始され、広域処理に向けて処理能力が増強されるとともに、新たに PCB 汚染物等の処理が可能となりました。

平成 24 年 1 月にはプラズマ熔融分解設備 2 号機の操業が開始されました。

◆北九州 PCB 廃棄物処理事業の概要

事業主体	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
施設立地場所	北九州市若松区響町 1-62-24	
	第 1 期施設 H16.12 操業開始 H21.6 処理能力増強 H31.3 操業終了	第 2 期施設 H21.7 操業開始 H24.1 処理能力増強 R6.3 操業終了
①処理品目 ②処理方式 ③処理能力	①【変圧器】 【コンデンサー】 ② 脱塩素化分解法 ③ 1.0t/日 (PCB分解量)	①【コンデンサー】 ② 脱塩素化分解法 ③ 0.5t/日 (PCB分解量) ①【安定器及び汚染物等】 ・安定器 ・感圧複写紙 ・ウエス 等 ② プラズマ熔融分解法 ③ 10.4t/日 (安定器及び汚染物等量)

ウ.PCB 処理の拡大と処理期限の延長

平成 25 年 10 月、国から北九州市に対して、全国的な処理の遅れを背景に、北九州 PCB 廃棄物処理事業の処理の拡大と処理期限の延長に関する検討要請がありました。要請を受けた北九州市は、市民や議会の意見を幅広く聴いて慎重に対応すべく、70 回以上、延べ 1,800 名を超える市民に説明を行い意見を伺うとともに、本会議や委員会での議論を通じて議会の意見を聴きました。

北九州市は、市民・議会の意見や想いを真摯に受け止め、①処理の安全性の確保、②期間内での確実な処理、③地域の理解、④取組の確実性の担保の 4 つの柱からなる全 27 項目の受入条件を取りまとめ、平成 26 年 4 月 23 日、市長から環境大臣に直接提示しました。環境大臣からは、処理の不安や地元の負担感がある中で、市民や議会の想いを集約したものとして重く受け止め、国の責任と覚悟の下、この条件を承諾し、万全を尽くして対応するとの回答がありました。北九州市は、こうした国の決意を受けて、要請を受け入れることとしました。

◆北九州 PCB 廃棄物処理事業の当初計画と見直し内容

	当初計画	見直し内容
処理対象物	中国・四国・九州・沖縄地域（岡山以西 17 県）に保管されている全ての高濃度 PCB 廃棄物	左記に加え、大阪・豊田・東京事業所で円滑な処理が困難な近畿・東海・南関東地域（14 都府県）の変圧器（98 台）、コンデンサー（6,925 台）、安定器及び汚染物等（約 4,000 トン）
処理期限	平成 26 年度末まで	変圧器、コンデンサーは平成 30 年度末（計画どおり処理完了）、安定器及び汚染物等は令和 3 年度末まで

エ. 処理期間の継続

北九州市では順調に処理を進めていましたが、令和4年3月末に処理を完了する計画の「安定器及び汚染物等」について、掘り起こし調査の進展により処理対象量が全国的に増加して、期限内での処理の完了は困難な状況となったことから、令和3年9月、国から北九州市に対し、2年間の処理継続に関する検討要請がありました。

要請を受けた北九州市は、国に対し、「二度目の要請を安易に受け入れることはできない。今回の要請について、市民によく理解いただくことが先決であり、まずは国において、地元説明に全力を尽くしていただきたい。」旨を申し入れました。

その後、国において、38回の市民説明会を行い、延べ900名を超える市民に説明を行いました。

北九州市は、この要請に関する市民や議会から寄せられた様々な意見を真摯に受け止め、「処理の安全性の確保」、「期間内での確実な処理」、「地域の理解」等の全30項目の条件として改めて取りまとめ、令和4年4月、国へ提示しました。

国からは、条件を全て承諾し、責任を持って確実に対応するとの回答があったため、要請の受け入れを決定しました。

オ. 操業終了について

変圧器、コンデンサーの処理を行っていた第1期施設は、計画通り平成31年3月に操業を終了し、施設の解体撤去作業を進めています。

安定器及び汚染物等の処理を行っていた第2期施設も令和6年3月に操業を終了し、施設の解体撤去作業を進めています。

カ. 令和6年度 PCB 廃棄物処理施設及びその周辺の環境モニタリングについて

北九州市は、PCB 廃棄物処理事業による環境への影響を把握するため、平成17年度から排出源及び周辺環境の監視・測定を実施しています。

測定結果は、全調査、全項目について、協定値に適合していました。

(ア) PCB 廃棄物処理施設

a. 排出ガス

- PCB、ダイオキシン類、ベンゼン：いずれの排出口も協定値を下回っていました。

	PCB (mg/m ³ N)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	ベンゼン (mg/m ³ N)
測定結果	0.000001 未満～ 0.0000017	0.0000025～ 0.0000020	0.84 未満
試料採取日	令和6年5月30日～令和6年12月3日		
協定値※1	0.005	0.08	45
測定回数※2 及び測定地点	2回/年 排出口5カ所	2回/年 排出口5カ所	2回/年 排出口5カ所

※1 協定値：「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る環境保全に関する協定書（平成15年4月23日締結）」に基づく値

※2 換気系排気は1～2回/年

b. 公共下水道排水

- PCB：排除基準に適合していました。

	PCB (mg/ℓ)
測定結果	0.0005 未満※
試料採取日	令和6年7月17日, 令和6年9月19日, 令和7年1月15日
排水基準値	0.003
測定回数(回/年)及び測定地点	3回/年 下水道入口
備考 ※上下水道局下水道部水質管理課測定	

c. 雨水排水

- PCB：排水基準に適合していました。
- ダイオキシン類：排水基準に適合していました。

	PCB (mg/ℓ)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/ℓ)
測定結果	0.0005 未満	0.095
試料採取日	令和6年6月27日	同左
排水基準値	0.003	10
測定地点	事業所内雨水ます	

(イ) 周辺環境

a. 大気

- PCB：評価基準値※を下回っていました。
- ダイオキシン類：環境基準に適合していました。
- ベンゼン：環境基準に適合していました。

	PCB (mg/m ³)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	ベンゼン (mg/m ³)
年平均値	0.000095	0.011	0.00081
環境基準値等	0.0005 ※	0.6	0.003
測定回数及び 測定地点	4回/年 若松局	4回/年 若松局	12回/年 若松局
備考 ※評価基準値「PCBを焼却処分する場合における排出ガス中のPCB暫定排出許容限界について（昭和47.12.22環境庁大気保全局長通知）」で示される環境中のPCB濃度			

b. 水質（周辺海域）

- PCB：いずれの地点も環境基準に適合していました。
- ダイオキシン類：いずれの地点も環境基準に適合していました。

地点名	測定回数	PCB (mg/ℓ)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/ℓ)
洞海湾 (D2)	2回/年	0.0005 未満	0.091
響灘 (H1)	2回/年	0.0005 未満	0.040
雨水洞海湾 出口	1回/年	0.0005 未満	0.040
環境基準値	検出されないこと	1	

※年2回測定項目は平均値を記載

c. 底質

- PCB：溶出試験の結果は、不検出でした。なお、環境基準は設定されていません。成分試験の結果は、PCBを含む底質の暫定除去基準以下でした。
- ダイオキシン類：環境基準に適合していました。

検体名	採取日	PCB		採取日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g・dry)
		溶出試験 (mg/L)	成分試験 (mg/kg・dry)		
洞海湾 (D2)	R6.8.6	0.0005未満	0.01 未満	R6.10.9	19
環境基準等			10※1		150※2
備考 ※1：PCBを含む底質の暫定除去基準 (10mg/kg・dry) ※2：底質の環境基準値 (150pg-TEQ/g・dry)					

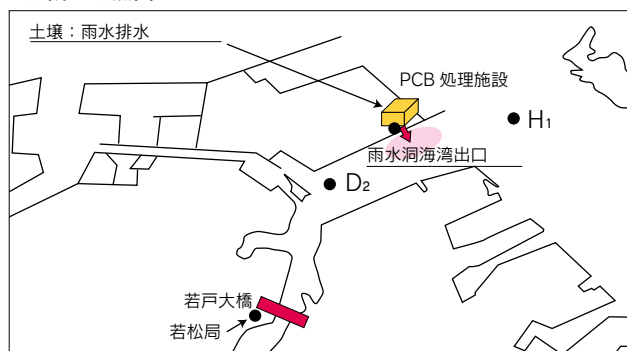
d. 土壌

- PCB：環境基準に適合していました。
- ダイオキシン類：環境基準に適合していました。

地点名	試料採取日	PCB (溶出試験) (mg/L)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g・dry)
雨水敷地出口付近	R6.6.11	0.0005 未満	0.076
環境基準値		検出されないこと	1000

今後とも、北九州市は、PCB 処理施設及びその周辺環境調査を実施し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対して PCB が適切に処理されるように監視・指導を行います。

◆令和 6 年度 PCB 廃棄物処理施設及びその周辺環境モニタリング調査地点図



4 保健環境研究所における検査・研究

(1) 事業の目的

市民の安全・安心を守り、地域の快適な環境づくりを進めていくために必要な科学的データの提供などを目的に、調査研究、試験検査、研修指導、情報の収集・提供を行っています。

(2) 事業の内容

ア. 環境部門

工場や自動車等から排出されるベンゼンなどの有害大気汚染物質の環境調査や硫化水素、アンモニアなどの悪臭物質の検査、PM2.5 の環境調査、工場・事業場の排水の水質調査、その他市民からの苦情や事故時の原因調査などを行っています。

また、市内公共用水域の平常時水質の化学物質調査や河川マイクロプラスチック実態調査などの調査研究に取り組んでいます。

このほか、環境省の委託を受け、法律で未規制の有害化学物質の汚染状況の実態把握などにも取り組んでいます。



有害大気汚染物質の分析

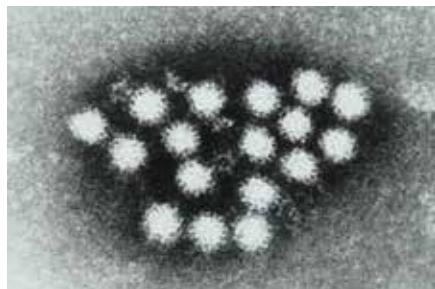
イ. 衛生化学部門

市内で流通している食品などについて、食品添加物、残留農薬、アレルギー物質などの検査や貝毒のような自然毒、家庭用品中の有害化学物質などの検査も行っています。さらに、調査研究にも取り組んでおり、健康食品中の医薬品成分の多数一斉分析法を開発するなどの成果が出ています。

ウ. 微生物部門

食中毒発生時の原因究明や感染症の流行状況を把握するための検査、市内に流通する食品の基準等に係る検査を行っています。

中でも、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌、感染性胃腸炎などの原因となる細菌やウイルスについては、遺伝子検査等の高度で精確な検査を行っています。また、検査方法の改善にも取り組んでおり、検査にかかる日数を従来より短縮するなどの研究成果が出ています。



ノロウイルス
(感染性胃腸炎の原因となるウイルスの一種：電子顕微鏡写真)

◆保健環境研究所の検査件数

	調査研究	依頼検査	合 計
令和 3 年度	4,544	20,780	25,324
令和 4 年度	3,326	4,397	7,723
令和 5 年度	857	3,523	4,380
令和 6 年度	471	2,922	3,393

(3) 国際貢献

日々の試験検査や調査研究により蓄積した環境保全や保健衛生に関する分析技術を生かし、(独)国際協力機構(JICA)や(公財)北九州国際技術協力協会(KITA)に協力して、開発途上国などから研修員を受け入れています。

令和6年度は食品安全行政コースにおいて、保健環境研究所の役割などについて講義するとともに、施設の見学も行いました。

(4) 令和 6 年度調査研究テーマ一覧

	No.	調査研究テーマ	共同研究機関	期 間
環境	1	化学物質環境実態調査(エコ調査)	環境省受託	令和6年度
	2	災害時等における化学物質の網羅的簡易迅速測定法を活用した緊急調査プロトコルの開発	国立環境研究所、Ⅱ型研究参加機関(全国の地方環境研究所)	令和4～6年度
	3	GC/MS による全自動同定定量システム(AIQS-GC)を用いた市内公共用水域の平常時の水質データの蓄積	北九州市立大学	令和5～7年度
	4	河川プラスチックごみの排出実態把握と排出抑制対策に資する研究及び市内河川マイクロプラスチック実態調査	国立環境研究所、Ⅱ型研究参加機関(全国の地方環境研究所)	令和3～6年度
	5	LC/MS/MSを用いたPFAS分析体制の確立に向けての取組		令和5～6年度
	6	大気事故・苦情に係る検査依頼への対応力向上の取組		令和6～7年度
衛生化学	7	家庭用品中の新メタノール試験法への対応		令和4～6年度
	8	明太子製品における着色料(酸性タール色素)の分析法の検討		令和6年度
	9	令和6年度九州ブロック模擬訓練(アトロピン、スコボラミン)		令和6年度
	10	油症患者の血中PCB測定の前処理の検討		令和6年度
	11	保存料甘味料の透析法における透析補助液の検討		令和6年度
	12	サッカリン及びその塩類の確認試験の確立		令和6～7年度
微生物	13	公衆浴場浴槽水におけるレジオネラ菌属の検出状況		令和6年度
	14	薬剤耐性菌におけるNGS解析の試み		令和5～6年度
	15	給食施設での一般的な衛生管理によるウエルシュ菌への効果の検証と市内流通食品のウエルシュ菌汚染実態調査		令和4～7年度
	16	<i>Campylobacter jejuni</i> におけるPenner PCR法による血清型別法の検討		令和5～6、8年度
	17	インフルエンザウイルスの遺伝子解析法の導入		令和5～6年度
	18	エンテロウイルス及びノロウイルスにおけるcDNA合成(RT反応)に関する試薬のバージョンアップについて		令和6年度
	19	北九州市におけるムンプスウイルス流行状況調査	国立感染症研究所	平成25～令和7年度
	20	市内におけるネコの重症熱性血小板減少症候群(SFTS)ウイルス保有状況調査		令和5～8年度
	21	北九州市におけるインフルエンザウイルスの系統解析		令和6～7年度
	22	ふきとり検体からのノロウイルス検出法の改良及びふきとり検査による弁当等製造施設のノロウイルス食中毒予防対策支援		令和6～7年度
	23	北九州市における急性呼吸器疾患の検体中におけるRSウイルスを含む呼吸器系ウイルス検出に関する研究	国立感染症研究所	令和6～7年度
	24	次世代シーケンサー(NGS)を活用したエンテロウイルスの全ゲノム解析の検討		令和6～7年度
	25	感染症予防対策の効果の検証および効果的啓発資料の作成		令和6～7年度

(1) 背景

北九州市では、大気汚染による健康被害の影響を重視し、昭和 35 年から各種の疫学調査に取り組んできましたが、大気汚染の著しい地域に非定型のぜん息様疾患の発生率の高いことが確かめられました。

また、市民からの健康被害の救済を望む声が高まったことから、昭和 46 年 11 月、国に対して「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による地域指定の要請を行い、昭和 48 年 2 月 1 日に洞海湾周辺の若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区及び小倉北区の各一部 48km²が地域指定となり、医療費等の給付が開始されました。

法による制度とは別に、転出または転勤により救済法の対象とはならない市民を救済するため、北九州市は昭和 48 年 10 月 15 日「北九州市特定呼吸器疾病患者の救済措置要綱」を制定し、市独自の救済制度を開始しました。

その後、昭和 49 年 8 月 1 日には、学童の疫学調査結果等により、昭和 48 年 9 月議会において、全会一致をもって指定地域拡大に関する決議がなされたことを受け、法の指定地域に隣接する 5.9km²を救済措置要綱による指定地域として市独自に設定しました。

昭和 49 年 9 月 1 日、医療費の全額負担及び損害に対

する補償給付等幅広い公害健康被害の補償を目的とした「公害健康被害補償法」が施行され、救済法による指定地域が、そのまま補償法の指定地域に引き継がれました。

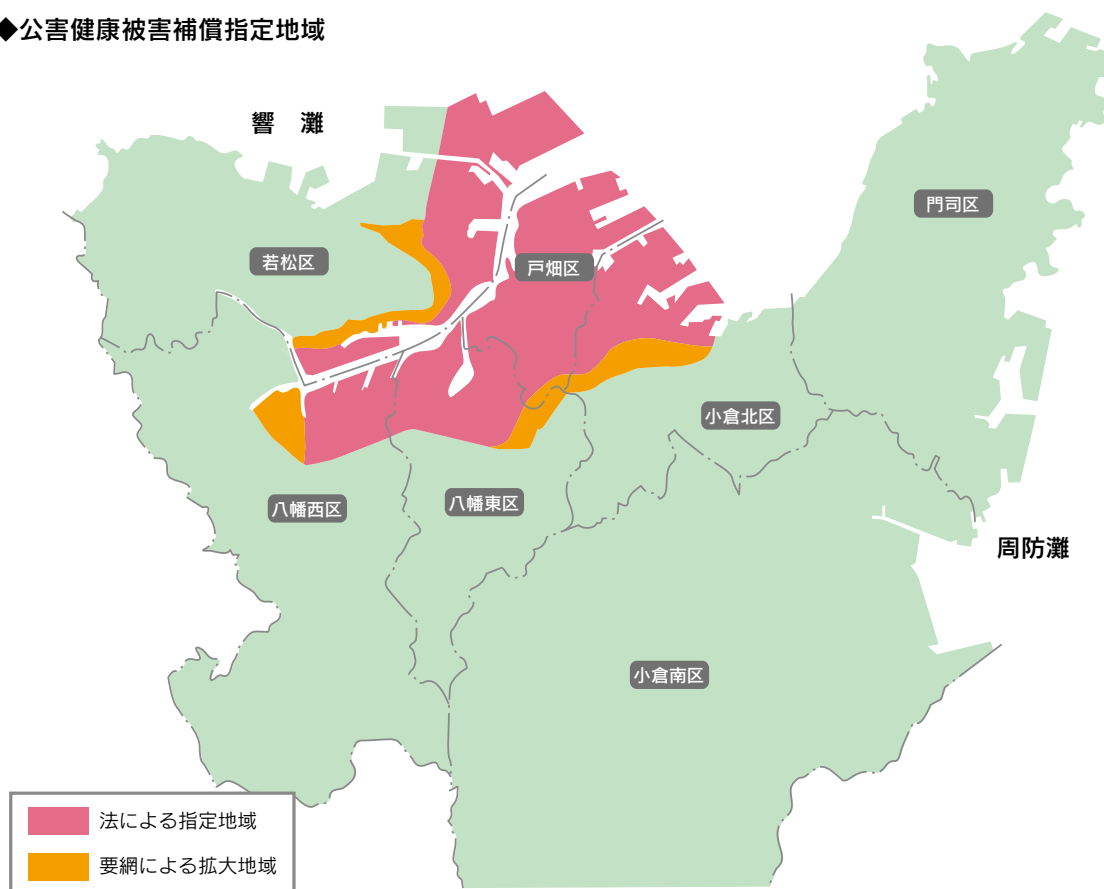
「公害健康被害補償法」の施行に併せて、市の救済措置要綱も「北九州市特定呼吸器疾病患者健康被害補償要綱」に全面改正し、補償法と同内容の補償給付及び公害保健福祉事業を行うこととしました。

補償法及び補償要綱においては、補償給付として、独自の診療報酬体系で医療費を全額負担する「療養の給付及び療養費」ほか 6 種類の補償給付を定めているほか、被認定者の健康の回復、保持及び増進を目的とした公害保健福祉事業の実施を定めており、被害者救済の立場に立った損害賠償制度として、健康被害者の保護を図っています。

その後、大気汚染の著しい改善を踏まえ、昭和 62 年 9 月、補償法は「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正され、昭和 63 年 3 月 1 日に第一種指定地域の指定解除が行われました。

併せて、北九州市においても、補償要綱に基づく指定地域を解除しましたが、法と同様に、被認定者への補償給付と保健福祉事業を実施しています。また、改正によって新たに地域住民を対象として健康被害予防事業が実施されることとなりました。

◆公害健康被害補償指定地域



(2) これまでの取組など

ア. 被認定者の構成及び異動状況

(ア) 年齢別疾病別被認定者数 (法)

(令和 7 年 3 月末現在)

年齢別 (歳)	総 数			構成比 (%)	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～14	0	0	0	0.00%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15～39	6	2	8	1.19%	0	0	0	6	2	8	0	0	0	0	0	0
40～59	238	180	418	62.39%	0	0	0	238	180	418	0	0	0	0	0	0
60～64	21	22	43	6.42%	0	0	0	21	22	43	0	0	0	0	0	0
65～	74	127	201	30.00%	0	5	5	74	122	196	0	0	0	0	0	0
計	339	331	670	100.00%	0	5	5	339	326	665	0	0	0	0	0	0

(イ) 年齢別疾病別被認定者数 (要綱)

(令和 7 年 3 月末現在)

年齢別 (歳)	総 数			構成比 (%)	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～14	0	0	0	0.00%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15～39	2	0	2	3.77%	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0
40～59	24	15	39	73.59%	0	0	0	24	15	39	0	0	0	0	0	0
60～64	1	0	1	1.89%	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
65～	4	7	11	20.75%	0	0	0	4	7	11	0	0	0	0	0	0
計	31	22	53	100.00%	0	0	0	31	22	53	0	0	0	0	0	0

(ウ) 被認定者異動状況 (法)

項 目	年 度																	
	S60～62	S63～H2	H3～5	H6～8	H9～11	H12～14	H15～17	H18～20	H21～23	H24～26	H27～29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
被認定者数	3,171	3,289	3,296	3,296	3,296	3,298	3,298	3,298	3,299	3,299	3,299	3,299	3,299	3,299	3,299	3,299	3,299	3,299
失効者数	546	118	7	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治癒等	667	849	1,013	1,120	1,183	1,286	1,312	1,322	1,333	1,345	1,360	1,363	1,365	1,366	1,366	1,369	1,373
		155	182	164	107	63	103	26	10	11	12	15	3	2	1	0	3	4
	他都市 転 出	20	26	31	33	34	38	38	38	43	44	44	44	45	45	45	45	45
		7	6	5	2	0	1	4	0	5	1	0	0	1	0	0	0	0
死 亡	376	482	574	656	749	822	889	951	1,016	1,063	1,113	1,126	1,141	1,163	1,172	1,185	1,194	1,211
	97	106	92	82	93	73	67	62	65	47	50	13	15	22	9	13	9	17
計	1,063	1,357	1,618	1,809	1,965	2,142	2,239	2,311	2,387	2,451	2,517	2,533	2,550	2,574	2,583	2,599	2,612	2,629
	259	294	261	191	156	177	97	72	76	64	66	16	17	24	9	16	13	17
増減数	287	△ 176	△ 254	△ 191	△ 156	△ 175	△ 97	△ 72	△ 75	△ 64	△ 66	△ 16	△ 17	△ 24	△ 9	△ 16	△ 13	△ 17
被認定者数実数	2,108	1,932	1,678	1,487	1,331	1,156	1,059	987	912	848	782	766	749	725	716	700	687	670

注：各年度とも、当該年度間及び年度における異動状況 (3月31日現在) ※上段は累計

(エ) 被認定者異動状況 (要綱)

項 目	年 度																	
	S60～62	S63～H2	H3～5	H6～8	H9～11	H12～14	H15～17	H18～20	H21～23	H24～26	H27～29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
被認定者数	433	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456
失効者数	79	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治癒等	111	136	166	182	197	207	214	218	222	225	227	229	230	231	232	232	232
		24	25	30	16	15	10	7	4	4	3	2	2	1	1	1	0	0
	法移行	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87
		38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
死 亡	26	37	43	49	57	59	65	67	71	75	78	78	78	78	78	78	80	84
	9	11	6	6	8	2	6	2	4	4	3	0	0	0	0	0	2	4
計	224	260	296	318	341	353	366	372	380	387	392	394	395	396	397	397	399	403
	71	36	36	22	23	12	13	6	8	7	5	2	1	1	1	0	2	4
増減数	8	△ 13	△ 36	△ 22	△ 23	△ 12	△ 13	△ 6	△ 8	△ 7	△ 5	△ 2	△ 1	△ 1	△ 1	0	△ 2	△ 4
被認定者数実数	209	196	160	138	115	103	90	84	76	69	64	62	61	60	59	59	57	53

注：各年度とも、当該年度間及び年度における異動状況 (3月31日現在) ※上段は累計

イ．公害保健福祉事業

被認定者を対象として、健康の回復、保持及び増進を図り、福祉の向上を目的とした以下の保健福祉事業を実施しています。

家庭療養指導事業

保健師等が保健指導、日常生活指導、食事指導などを実施。

令和6年度	訪問件数 延べ155件
-------	----------------

(3) 健康被害予防事業

健康被害予防事業は、昭和62年9月の「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正を受けて新たに実施されることとなったものです。

昭和49年の補償法制度発足以降、地域指定の指標となった硫黄酸化物汚染は著しく改善され、すべての指定地域で環境基準を達成したのに対し、窒素酸化物や浮遊粒子状物質は、ほぼ横ばいで推移しました。

このような大気汚染の態様の著しい変化を踏まえて、昭和58年11月、国は中央公害対策審議会へ諮問を行い、昭和61年10月、「公害健康被害補償法第一種地域のあり方等について」答申を受けました。

この答申の内容は、現在では、大気汚染が指定地域のぜん息等の主たる原因であるとは言えないとした上で、現行指定地域を解除することが相当であり、むしろ大気汚染防止対策を一層推進するほか、今後は地域住民を対象に健康被害の予防に重点をおいた総合的な環境保健施策を推進することが適当であるとするものであり、これを受けて補償法の改正が行われ、新たに健康被害予防事業が実施されることになりました。

本事業は、人の健康に着目した環境保健事業と環境質自体に着目した環境改善事業からなっています。

なお、本事業については、独立行政法人環境再生保全機構が、調査研究、知識の普及及び研修事業を行うほか、地方公共団体等が行う同事業に対して助成を行っています。

■環境保健事業

環境再生保全機構の助成を受けて、専門職員や市民を対象に、講演会等により健康の確保、回復を図るものです。

(ア)健康相談事業

ぜん息などの呼吸器疾患の予防について、医師等による講演会を実施。

令和6年度	開催月	参加者数	場 所
	8月	20名	北九州市総合保健福祉センター
	1月	15名	

(4) 北九州市公害健康被害認定審査会等

昭和49年9月に施行された公害健康被害補償法に基づいて、北九州市における公害に係る健康被害の認定について審査するため、北九州市公害健康被害認定審査会を法施行日に合わせて設置しました。

同審査会は学識経験者8名（医学6名、法律学2名）により構成されており、令和6年度は12回開催されました。

また、公害医療に係る診療報酬の内容を審査するため、医師3名、薬剤師1名で構成する北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会を設置しています。令和6年度は12回開催されました。

.....